

平成13年 定例第4回

新得町議会会議録

開 会 平成13年12月11日

閉 会 平成13年12月18日

新得町議会

第 1 日

平成13年第4回新得町議会定例会（第1号）

平成13年12月11日（火曜日）午前10時開会

議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|--------------|---------|--|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| | | 諸般の報告（第1号） |
| | | 町長行政報告 |
| 3 | 議案第63号 | 公平委員会委員の選任同意について |
| 4 | 議案第64号 | 財産の無償貸付について |
| 5 | 議案第65号 | 町道の路線廃止及び認定について |
| 6 | 議案第66号 | 平成13年度新得町一般会計補正予算 |
| 7 | 議案第67号 | 平成13年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算 |
| 8 | 議案第68号 | 平成13年度新得町介護保険特別会計補正予算 |
| 9 | 意見案第10号 | 牛海綿状脳症（BSE）発生に対する要望意見書 |
| 10 | 陳情第3号 | 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書の決議を要望する陳情書 |
| (追加日程) 11 | 陳情第4号 | 「健保本人3割負担、高齢者2割負担の患者負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書 |

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

町長行政報告

議案第63号 公平委員会委員の選任同意について

議案第64号 財産の無償貸付について

議案第65号 町道の路線廃止及び認定について

議案第66号 平成13年度新得町一般会計補正予算

議案第67号 平成13年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第68号 平成13年度新得町介護保険特別会計補正予算

（意見案第10号については取り下げ）

陳情第3号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書の決議を要望する陳情書

（追加日程）

陳情第4号 「健保本人3割負担、高齢者2割負担の患者負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

出席議員（18人）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|--------|
| 1番 | 川見久雄 | 議員 | 2番 | 藤井友幸 | 議員 |
| 3番 | 吉川幸一 | 議員 | 4番 | 千葉正博 | 議員（早退） |
| 5番 | 宗像一 | 議員 | 6番 | 松本諫男 | 議員 |
| 7番 | 菊地康雄 | 議員 | 8番 | 斎藤芳幸 | 議員 |
| 9番 | 廣山麗子 | 議員 | 10番 | 金澤学 | 議員 |
| 11番 | 石本洋 | 議員 | 12番 | 古川盛 | 議員 |
| 13番 | 松尾為男 | 議員 | 14番 | 渡邊雅文 | 議員 |
| 15番 | 黒澤誠 | 議員 | 16番 | 高橋欽造 | 議員 |
| 17番 | 武田武孝 | 議員 | 18番 | 湯浅亮 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|----------|---|-------|
| 町 | 長 | 齊藤敏雄 |
| 教育委員会委員長 | | 小笠原一水 |
| 監査委員 | | 吉岡正 |

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 助 | | | 役 | 鈴 | 木 | 政 | 輝 |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 畑 | 中 | 栄 | 和 |
| 企 | 画 | 調 | 整 | 長 | 尾 | | 正 |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 富 | 田 | 秋 | 彦 |
| 住 | 民 | 生 | 活 | 高 | 橋 | 昭 | 吾 |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 秋 | 山 | 秀 | 敏 |
| 建 | 設 | 課 | 長 | 村 | 中 | 隆 | 雄 |
| 農 | 林 | 課 | 長 | 浜 | 田 | 正 | 利 |
| 水 | 道 | 課 | 長 | 常 | 松 | 敏 | 昭 |
| 商 | 工 | 観 | 光 | 西 | 浦 | | 茂 |
| 児 | 童 | 保 | 育 | 高 | 橋 | 未 | 治 |
| 老 | 人 | ホ | 一 | 長 | 尾 | 直 | 昭 |
| 屈 | 足 | 支 | 所 | 長 | 田 | 中 | 透 |
| 庶 | 務 | 係 | 長 | 鈴 | 木 | 貞 | 行 |
| 財 | 政 | 係 | 長 | 佐 | 藤 | 博 | 行 |

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | | | 長 | 阿 | 部 | 靖 | 博 |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 加 | 藤 | 健 | 治 |
| 社 | 会 | 教 | 育 | 斉 | 藤 | 正 | 明 |

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 小 | 森 | 俊 | 雄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

職務のため出席した議会事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 佐 | 々 | 木 | 裕 | 二 |
| 書 | | | 記 | 田 | 中 | 光 | | 雄 |

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成13年定例第4回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時02分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、13番、松尾為男議員、14番、渡邊雅文議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。議会運営委員長、石本議員。

[石本洋議会運営委員長 登壇]

◎石本洋議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第4回定例町議会の会期につきましては、去る12月4日、午後1時30分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出されます議件などを勘案し協議を行いました。

その結果、会期は本日から12月18日までの8日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[石本洋議会運営委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月18日までの8日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの8日間と決しました。

諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

町長行政報告

◎湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 11月30日、臨時第5回町議会以後の行政報告を行います。

12月2日には、新得紳装の臨時株主総会が開催されました。記載のとおり、繊維業界の不振によりまして、親会社からの受注が望めなくなったために、この12月25日で工場を閉鎖いたしまして、1月31日をもって会社を解散する運びとなりました。

12月3日には、雇用対策庁内連絡会議となっておりますが、これは役場の中に各課を横断いたしまして、そうした町内企業の離職者に対する雇用問題を町としても協力していこうということで、会議を開催いたしました。

また、同じ日でありますけれども、帯広職業安定所の所長がまいりまして、紳装など再雇用問題につきまして、職安側としても協力をしたいということで、私どもも要請をいたしたところであります。

また、行政報告には記載されておりませんが、12月3日から、BSE問題に関連いたします肉骨粉の本格焼却を開始いたしました。今日まで、1日約1トンの焼却量でありまして、順調に焼却が進んでいると考えております。

また、12月4日には、新得消防団に3,000リットルの水槽付き消防ポンプ自動車が増車されました。このことによって、水利不便地、あるいは初期消火に威力を発揮するものと考えております。

12月5日には、職安によりましてハローワーク、それから町と合同いたしまして、さきほど申し上げました離職者の雇用関係の個別相談を実施いたしてありまして、今後は職安、会社側、町と、その三者で協力し合って、雇用対策を進めていきたいと考えております。

次ページにまいりまして、12月6日には、クラブメッドサホロのウインターシーズンがオープンいたしまして、招待をいただきまして出席をしましてまいりました。今シーズンは、GOのスタッフが110人台と聞いてありまして、従前は70人台でありましたので、相当数のGOも増やしてですね、これからのシーズンに対応していきたいという決意が示されておりました。

また、約1億円を投資いたしまして、内部改装を進めてありまして、この冬の村が終わってからも引き続き、客室その他の内部改装に入るとお伺いをしてありまして、サホロリゾート問題が、おかげさまで再スタートを切ってですね、さらに事業者側が新たな投資をして、将来に向かってやっていこうというふうな状況が生まれてきてありまして、非常に私どもといたしましても、歓迎をいたしてあります。

また、12月7日には、長年の懸案でありました、雲海酒造北海道工場に対しまして、新しい免許が交付をされました。これは既にご承知のとおりかと思っておりますけれども、現在までの免許は、条件付き免許でありまして、そばを主原料にいたしました乙類に限ると。一会計年度における製造数量は、25度換算で、300キロリットルまでと、こういう条件の下に今日まで酒造業務を行ってきたわけですが、この免許以後ですね、その条件がすべて解除をされました。したがって、乙類であれば、すべての焼酎を製造することができるのと同時に、青天井になったということでありまして、過去にたいへん

この問題、苦労してきたわけでありますが、今回の免許の交付に対しまして、将来への一定の展望が開けたと考えております。この間、長きにわたりまして、議会をはじめ、町民の皆様がたに特段の理解と協力があつた結果であると、このように考えております。

こうした情勢を受けて、会社側のほうの意向としてはですね、東北以北、この需要に対応するために、近い将来、工場の増設をしていきたいと。それから、今まではそば焼酎だけだったのでありましたが、今度は麦焼酎の製造というふうなことも考えていきたいと。併せて、それに先立ってですね、廃液が出るわけでありまして、この廃液、産業廃棄物になりますので、この蒸留廃液の処理施設を整備していこうと、そういうふうな前向きな考えでございまして、私どもといたしましては、一刻も早くですね、そうした状況が生まれて、また、雇用が促進されたりというふうなことで、引き続いて会社側をお願いをしていきたいと考えております。

また、行政報告に載っておりませんが、BSE問題に関連いたしまして、消費拡大を図りたいということで、11月30日の臨時議会で予算の補正をお願いしたところでありますが、これが具体的に進んでおりまして、12月14日から20日までの間、1キログラム入り500円と、市価の半額で提供していきたいということで、その態勢を整えているところであります。以上であります。

[齊藤敏雄町長 降壇]

日程第3 議案第63号 公平委員会委員の選任同意について

◎湯浅亮議長 日程第3、議案第63号、公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第63号、公平委員会委員の選任同意について、ご説明申し上げます。

長年にわたり、人事行政、組織運営にご尽力を賜りました福原昭治氏は、この12月22日付けをもって、任期が満了となります。

福原さんは、昭和44年12月から、8期32年間、本町の公平委員として、また、平成4年3月からは、公平委員会の委員長としてご活躍をいただき、この間のご労苦に深く感謝と敬意を申し上げたいと思います。

その後任といたしまして、新得町字上佐幌西2線37番地、奥山雅彦氏を公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

奥山氏は、昭和16年生まれの60歳であります。昭和35年から平成10年まで、郵便局の職員として、また、昭和62年から14年間局長さんを務められ、その後、平成12年からは、株式会社新得観光振興公社の監査役、また、株式会社新得紳装の専務取締役として、ご活躍をいただいております。

人格・識見ともに優れ、公平委員として適任と存じますので、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思

いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。よって、この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は18人ですが、議長を除くと17人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、3番、吉川幸一議員、4番、千葉正博議員、5番、宗像一議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、3番、吉川幸一議員、4番、千葉正博議員、5番、宗像一議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎湯浅亮議長 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は公平委員会委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎湯浅亮議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

吉川幸一議員、千葉正博議員、宗像一議員、開票の立ち会いを願います。

[開票]

◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

| | |
|----------|------|
| 投票総数 | 17票、 |
| そのうち有効投票 | 17票、 |
| 無効投票 | 0票、 |

有効投票中 賛成 17 票、
反対 0 票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

日程第4 議案第64号 財産の無償貸付について

◎湯浅亮議長 日程第4、議案第64号、財産の無償貸付についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。西浦商工観光課長。

[西浦茂商工観光課長 登壇]

◎西浦茂商工観光課長 議案第64号、財産の無償貸付についてご説明申し上げます。
次のとおり財産を無償で貸し付けする。

1、財産の所在、種別、数量でございますが、財産の所在は、新得町本通北6丁目6番地3。種別は、土地。数量は、1,161平方メートル。

同じく16番地2、23,470平方メートル。

同じく17番地2、6,298平方メートル。

同じく17番地3、249平方メートルで、4筆合わせて、31,178平方メートルでございます。

種別、建物であります。寄宿舍、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建、延べ315平方メートル。

同じく、校舎、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建、延べ1,046平方メートル。

同じく、工場、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建、104平方メートルです。三つ合わせまして、総面積1,465平方メートルでございます。

種別、自動車教習コースであります。23,470平方メートルでございます。

2の貸し付けの目的でございますが、自動車等運転免許取得者の養成及び免許取得者の交通安全教育のためでございます。

次のページの、3の貸し付けの期間は、平成13年12月15日から平成18年12月14日までの5か年であります。

貸し付けの相手方ではありますが、住所は、新得町本通北6丁目17番地、株式会社新得モータースクール、代表取締役、小川利弘でございます。

次のページの資料でございますが、土地の所在を表示いたしております。

6番地3は、寄宿舍用地。16番地2は、教習コース、アイスバーンコースでございます。17番地2、3は、校舎、工場用地などでございます。

以上ご審議のほど、よろしく願います。

[西浦茂商工観光課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 1点だけお聞きしたいと思います。

土地と寄宿舍等を貸すのですけれども、町から紳装のほうに貸した土地がですね、負債のために町の土地として戻ってこないというような感じで聞いております。

この、モータースクールの寄宿舍ですとか、土地ですとかですね、そういうような事

態になったときに、この土地は町の土地なのか、そういう事態のときは町の土地と、町の土地でない場合もあるのか、ご質問したいと思います。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 お答えいたします。新得モータースクールに今回お貸しします土地・宿舎につきましては、新得町の所有になってございますので、もし、万が一そういう事態になっても、土地・建物については、新得町そのままでございます。

ちょっと例として出されておりました、新得紳装につきましては、出資として土地・建物につきましては、出資した段階で紳装側の名義になりましたので、そういうようなかたちになったわけです。

◎湯浅亮議長 ほかに。11番、石本議員。

◎石本洋議員 言葉じりをつかまえて、どうのこうのと言うつもりはないのですが、貸し付けの目的でございますよね。町が主体になっているような書き方なんですよ。

これはやはり、自動車等運転免許取得者の養成及び免許取得者の交通安全教育システムの振興のためと、こういうふうになるべきであって、これは交通安全教育のためと、主体になっているんですね、町がね。そういうことで、言葉のうえでちょっと疑問を感じましたので、指摘しておきたいと思います。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 今、ご指摘ありましたとおり、これだけを見ますと、確かにそのように聞こえますので、今後十分気を付けていきます。

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第64号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号 町道の路線廃止及び認定について

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第65号、町道の路線廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。村中建設課長。

[村中隆雄建設課長 登壇]

◎村中隆雄建設課長 議案第65号、町道の路線廃止及び認定についてご説明いたします。

1枚お開きください。右のページが資料の図面でございます。青色の部分は廃止する路線、赤色の部分は認定する路線でございます。

今回、廃止及び認定いたします路線は、いずれも新得市街の路線でございます、団地造成などで新設いたしました道路でございます。

前のページに戻っていただきまして、1、廃止する路線といたしまして5路線ありますが、いずれの路線につきましても、廃止後あらためて認定する路線でございます。

路線番号13番、路線名、6条、図面番号 番。

路線番号 17 番、路線名、南 1 丁目、図面番号 番。

路線番号 92 番、路線名、栄町中央通、図面番号 番。

路線番号 93 番、路線名、栄町通、図面番号 番。

路線番号 95 番、路線名、栄町 2 条通、図面番号 番。

2、認定する路線といたしまして、路線番号 13 番、路線名、6 条、図面番号 番。

路線番号 17 番、路線名、南 1 丁目、図面番号 番。

路線番号 92 番、路線名、栄町中央通、図面番号 番。

路線番号 93 番、路線名、栄町通、図面番号 番。

路線番号 95 番、路線名、栄町 2 条通、図面番号 番。

路線番号 362 番、路線名、栄町南通、図面番号 番。

今回、廃止及び認定後の延長につきましては、591.8メートルの増加となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

[村中隆雄建設課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第 65 号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 66 号 平成 13 年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第 6、議案第 66 号、平成 13 年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第 66 号、平成 13 年度新得町一般会計補正予算、第 6 号についてご説明を申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 4,887 万 7 千円を追加し、予算の総額を 79 億 9,436 万 1 千円とするものでございます。

第 2 条、債務負担行為の追加は、第 2 表、債務負担行為補正により、第 3 条、地方債の追加及び変更は、第 3 表、地方債補正によるものでございます。

9 ページ、歳出をお開き願います。

2 款、総務費の一般管理費及び財産管理費は、財源移動を行っており、企画費では、地方生活バス路線維持補助金を新たに計上しております。

第 3 款、民生費の福祉対策費では、寄附がありましたので、保健医療福祉基金積立金を計上しております。

10 ページをお開き願います。国民年金費では、新年度から検認事務が社会保険事務所へ移行となることに伴い、相互の情報交換体制整備のため、パソコンの導入及び関連

経費を新たに計上しております。なお、財源は全額国庫委託金を見込んでおります。

介護サービス計画費では、寄附がありましたので、介護展示用備品購入費を計上しております。

6款、農林水産業費の畜産業費では、牛海綿状脳症いわゆる狂牛病対策として、大家畜経営維持資金利子補給及び乳用牛更新円滑化支援事業のための補助金を計上しております。利子補給につきましては、経営維持のための資金需要5億8,000万円を見込み、利子補給率1.425パーセントのうち、道が1.01パーセント、町が0.415パーセントの負担とし、平成13年度及び14年度の2か年で利子補給を行うものであります。

また、乳用牛更新円滑化支援につきましては、更新乳用牛1頭につき5千円を助成するものであります。

11ページに移りまして、8款、土木費の道路橋りょう費では、道道忠別清水線屈足市街地区の歩道整備に伴う用地取得業務について、道からの委託を受けて実施をするもので、今年度につきましては、フクハラ屈足店部分の事業実施となり、用地取得費、補償費及び関連する事務費を計上しております。なお、財源は全額道委託金を見込んでおります。

12ページをお開き願います。9款、消防費では、人事異動による人件費等の整理に伴い、消防組合負担金を補正しております。

13ページに移りまして、11款、公債費では、三ツ輪ベントス株式会社から、ふるさと融資の繰上償還の申し出があり、これに伴う地方債の繰上償還及び後年度の公債費負担軽減のため、平成11年度保健福祉センター建設に伴う地方債の繰上償還金を計上しております。

6ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

7款、地方特例交付金及び8款、地方交付税の普通交付税は、今年度の交付額が決定しましたので、それぞれ補正をしております。なお、普通交付税につきましては、新たなルールに伴う臨時財政対策債への振り替えなどによりまして、交付決定額は、前年度対比8.3パーセント、約3億2,000万円の減額となっております。

12款、国庫支出金の国庫負担金では、国民健康保険税の軽減割合の変更によりまして、基盤安定負担金を増額しているほか、国庫補助金では、公営住宅整備事業補助金の特例加算が決定しましたので、計上しております。

7ページ、13款、道支出金の道補助金では、栄町団地テレビ難視聴解消施設整備事業及びレディースファームスクールピーアールビデオ作成事業につきまして、道の地域政策補助金の採択を受けたほか、新たに交付決定されました補助金を計上しております。

15款、寄附金では、介護保険事業用として匿名のかたから、保健福祉事業用として富田ミツエ氏から、それぞれ寄附がありましたので、補正をしております。

16款の繰入金では、今回の補正財源調整のために、減債基金繰入金を増額しております。

8ページに移りまして、17款、繰越金では、前年度繰越金の補正でございます。

18款、諸収入では、貸付金元利収入で、三ツ輪ベントス株式会社から、ふるさと融資の繰上償還金を計上しているほか、雑入で、市町村振興宝くじ交付金を計上しております。これは、今年度から発売をされました、オータムジャンボ宝くじの収益金が配分されたもので、図書館費へ財源譲渡をしております。

19款、町債では、臨時財政対策債及び減税補てん債が決定いたしましたので、それぞれ補正しているほか、過疎債に栄町団地造成事業債を新たに計上しております。

4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正は、追加として大家畜経営維持資金の融通に伴う利子補給を計上しております。

5ページ、第3表、地方債補正は、栄町団地造成事業を追加し、臨時財政対策債及び減税補てん債を変更しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 9ページの負担金補助金で、地方生活バス路線の維持費が500万円と出てますけれども、これはですね、路線は何路線なのか。そしてですね、会社は何社あるのかお伺いをしたいと思います。

それからもう一つ、11ページの補償補てん及び賠償金でございますが、この事業内容についてお伺いをいたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

◎湯浅亮議長 長尾企画調整課長。

◎長尾正企画調整課長 お答えいたします。路線数につきましては、6路線でございます。会社につきましては2社でございます。

◎湯浅亮議長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 補償補てん及び賠償金の内訳でございますけれども、5種類ほどございまして、建物の補償、工作物の補償、営業補償、動産移転、移転雑費などの合計で、スーパーフクハラの店舗380.3平方メートルの補償でございます。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 バス路線の関係でございますけれども、今、屈足の場合を申し上げますと、帯広行きが4回ですね、日に。前は6回あったのが4回になった。そういうことで、12月6日にダイヤ改正が行われております。

それですね、今後、1日4往復が3往復になっていくのかですね、その辺ですね。

それと、もう一つですね、今まで国と道から補助金を受けてまして、これは今後、そういう補助が見込めるのかどうかですね。そして、その利用状況によって、どんどん便数を減らしていくことになるのかどうか、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

それから、もう一つ、11ページの関係ですけれども、今年の総予算が3,300万円、3,400万円余り。その中でフクハラということでございますけれども、これ、全額フクハラにいても3,300万円ということになるのかですね。これは、別途、そういう金を別な方法で出すことができるのかどうか、その辺もちょっと伺いたいと思います。

◎湯浅亮議長 長尾企画調整課長。

◎長尾正企画調整課長 お答えいたします。バス事業に関しましては、規制緩和の流れの中で、来年の2月から需給調整が廃止されます。それに先立ちまして、今年の4月から、国・道の補助金が改正になっております。

今後、国・道の補助する考え方でございますが、国としましては、広域的、幹線的な路線。それ以外は補助しないという考え方をもっております。その結果、町村単独で走っておりますバスは、全部各市町村の負担ということになってまいります。

それで、現在のところの町の考えとしましては、通学・通院等で利用される便は、町が支援いたしまして確保していきたいというふうに考えております。ただ、乗車人員が少ない場合は、廃止等を含めて見直しを進めていきたいというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 お答えいたします。今回の補正予算に計上している一連の旅費から補償補てん賠償金までにつきましては、あくまでも道の交通安全事業によりまして、町のほうに委託をしている部分でございます、交通安全事業として実施する予算を計上しているということでございます。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 バスの関係ですけれども、今年13年度は500万円、それで利用者が少なくなるとそれをですね、便数を減らして200万円ということになるのかなと思いますけれども、地域に住んでいる者に言わせたらですね、利用者が少ないから便数をまるっきり減らしてしまうということはですね、精神的な面でいうと非常に寂しいものがあるわけですね。

ですから、利用者がいないからどんどん減らすということはどうかなと思うんですが、それかといって、利用の少ないところにですね、そういうバスを走らすことが、やぶさかな話であるんだけれども、地域に住む者としては、できるだけですね、便数だけはある程度確保してもらいたいと思うわけでございます。ということはですね、帯広に通院する人がかなりいるのではなからうかと思うんですね。その辺の利用状況をつかんでいれば教えていただきたいと思います。

それから、補償補てんの関係ですけれども、例えばですね、いま言われたこの金額でですね、相手と折り合いがつかなくなってしまうと、この事業はまるっきりご破算ということになる可能性になるものかどうか、その辺分かりましたらお知らせ願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 長尾企画調整課長。

◎長尾正企画調整課長 お答えいたします。帯広の通院の関係でございますが、帯広まで走っているバスは、2路線ございまして、十勝バスの新得帯広線でございます。この便の利用状況は、平均で1.1人でございます。

もう一つ、拓殖バスの新得から鹿追経由の帯広線、これが帯広に入っております。これの乗車人員がですね、平均4.3人でございます。

さきほど申し上げました、十勝バスの新得帯広線につきましては、乗車人員が1.1人と、低い状況でございますので、今、関係町村で来年の4月から打ち切りを検討いたしております。

今年の3月までは国庫補助の対象路線でございましたが、来年の4月から単独路線になる可能性が非常に強い状況でございますので、関係町で見直しを検討しているところでございます。

◎湯浅亮議長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 お答えいたします。スーパークハラと3度ほど用地交渉を行いまして、交通安全事業の部分の補償金につきましては、ほぼ合意を得ているところでございます。

◎湯浅亮議長 ほかに。11番、石本議員。

◎石本洋議員 バス路線に対する関係で、藤井議員の質問を聞きながら思うわけなんで

すが、新得から帯広に十勝バスや拓殖バスを利用して行く乗車人員が年間どのくらいいるのか。そういうのを考えますと、500万円むしろ町でバス券を出して、多少助成したほうが安上がりになるのではないかと、乗った人にだけ助成をするというかたちですよ。500万円丸々バス会社にいく、それだけの人が新得で乗っているのかどうかという疑問を感じる。

同時にですね、やはり新得から帯広まで距離が遠いわけですから、もう少し快適なバスにしてもらおうという面からですね、あんな大きなバスでなくて、新得、鹿追なり、新得、清水なり専用の小型バスを調達して、もう少し乗りやすいものにできないものかというふうに感じます。この2点。

◎湯浅亮議長 長尾企画調整課長。

◎長尾正企画調整課長 500万円の補助金に関しましては、6路線全体の補助金でございまして、新得帯広線だけの補助ではございません。そういうことで、バス利用の助成というのは、現在のところ考えておりません。

それと、大きいバスが要らないのではないかという話もございしますが、バス会社といたしましては、小さいバスを持っていないのが現状でございます。一般的に60人乗り程度の大型バスが路線バスとして走っておりますが、その会社の所有車両は、ほとんどがそういう状況でございますので、小型車両の運行というのは、なかなか難しいのかなという気がいたします。

◎湯浅亮議長 ほかに。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 これに直接質問するわけでございせんけれども、10ページ、牛海綿状脳症対策事業、200万円計上してございますけれども、私、この牛海綿状脳症、1頭目、2頭目と出たときから、新得町の名前は最後まで出していただきたくない。町が全部負担するわけではないにしても、あらゆる対策をしないと、育成農家の人も、それから農作物、新得そば。新得の名前が付いているものは、すべて町外に出ることはない。このように思っております。

それで町にお願いなんです、いろいろな対策を打つときにですね、議会を通さなければいけない。その時に、この200万円ではなくて、500万円としておいて、後で使えるように、いろいろなものにですね対応していくのに、対策事業として200万円ですから、500万円計上しても私はおかしくないんじゃないかなと。その時に、その余った300万円でいろいろな手を打つ費用をする。これですと、今は非常事態ですから、一回一回議会に計上していかなければいけないのかなと思うんですよ。

ですから、いろいろな場面が想像されると思いますけれども、町と、農協と、農家のかたの協力を得ながらですね、事業展開して、新得町の名前は絶対に新聞紙上に出さないという対策をするには、対策費っていうのは少し多めに計上しておいたほうが私はいいと思うんですけれど、この考え方は議会では間違えているかどうかだけ、ご答弁していただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 浜田農林課長。

◎浜田正利農林課長 なんて答えていいかわからないんですけれども、たいへんありがたいお話しだと私思っております。

予算の使われかたというのは、やはりいろいろな意味で原則あるかなと思っておりますので、その辺はですね、あらためて言われたことを含めて、担当課とも協議をしていきたいというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 今回のBSEの質問に関連する質問ですけれども、やはり新得町の名前を出さないという方向性で考えるとすれば、今出ている廃用牛を新得の町から出さないと、新得の町というのかな、この西十勝から出さないということになると思うんですけれども、その根本的な対策として、そのものを焼却する場所が必要になるのではないかなと思うんですけれども、国に対する要望、それから、要望とともに地域の方向の対策というのでしょうか、方向性というのでしょうか、これについてお聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 浜田農林課長。

◎浜田正利農林課長 ちょっと私も勉強不足で、あまり適切なお答えができないのかもしれませんが、疑わしいという意味で廃用牛と、そういう今流れかなというふうに感じてます。そのうえでなんですけれども、廃用牛は廃用牛としての使用の目的というのが現実にございます。そのうえでなんですけれども、根本対策が廃用牛すべて焼却するというような、これは現実論として意見が出されている部分もあります。ある意味では生産調整かなというふうに思っております。

そのうえでですね、焼却というのがその次に出てくる答えかなというふうに思っておりますけれども、どちらにしてもですね、今一番言われているのはですね、感染経路がやっぱり現実になんなのだというのが、やはり国民の大きな声かなというふうに思っておりますので、根本の、ある意味での焼却、それから感染経路の追求といったものが今後の柱かなというふうに思っておりますので、今言われたことにつきましても、あらためて勉強し直しましてですね、国・道に申し込みといたしまししょうか、要望できるものであれば、していきたいというふうに考えてます。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第66号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎湯浅亮議長 暫時休憩をさせていただきます。11時15分から再開いたします。

(宣告 10時57分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時15分)

日程第7 議案第67号 平成13年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第7、議案第67号、平成13年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第67号、平成13年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ84万7千円を追加し、予算の総額を7億7,696万9千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

3款、老人保健拠出金は、前年度拠出金の精算に伴う補正でございます。

8款、諸支出金では、資格喪失に伴う保険税の還付金に不足が生じる見込みのため、補正をしております。

4ページに戻りまして、2款の国庫支出金では、療養給付費等負担金及び財政調整交付金を増額しております。

8款、繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定によりまして増額をし、その他の一般会計繰入金は、今回の補正の財源調整のために減額しております。

9款、繰越金は、前年度の繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第67号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第68号 平成13年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第8、議案第68号、平成13年度新得町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第68号、平成13年度新得町介護保険特別会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ674万1千円を追加し、予算の総額を4億9,639万2千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

1款の総務費の、介護認定審査会費では、施設入所者の認定調査件数が増加したことに伴い、訪問調査委託料を増額し、西十勝介護認定審査会負担金を減額しております。

5ページから6ページにかけての2款、保険給付費では、高額介護サービス給付費の実績見込みによりまして増額をし、住宅改修給付費を減額しております。

6 ページの、5 款、諸支出金では、過年度分の介護給付費の国及び道の負担金の精算に伴う償還金を計上しております。

4 ページに戻りまして、6 款の繰入金では、今回の補正の財源調整のため、介護保険円滑導入基金繰入金を減額し、7 款、繰越金は、前年度の繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第 68 号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 意見案第 10 号

◎湯浅亮議長 日程第 9、意見案第 10 号について、提出者から取り下げの旨お話しがございますので、審議無用とさせていただきます。

日程第 10 陳情第 3 号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書の決議を要望する陳情書

◎湯浅亮議長 日程第 10、陳情第 3 号、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書の決議を要望する陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第 3 号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎湯浅亮議長 ここで、暫時休憩をいたします。追加議案の配布をさせていただきます。

(宣告 11 時 22 分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11 時 24 分)

議事日程の追加

◎湯浅亮議長 日程に追加がございます。

議事日程についてお諮りいたします。

ただいま、別紙お手もとに配布したとおりであり、陳情第4号、「健保本人3割負担、高齢者2割負担の患者負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の議題が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました、陳情第4号、「健保本人3割負担、高齢者2割負担の患者負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 日程第11 陳情第4号 「健保本人3割負担、高齢者2割負担の患者負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

◎湯浅亮議長 日程第11、陳情第4号、「健保本人3割負担、高齢者2割負担の患者負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、12月12日から12月17日までの6日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、12月12日から12月17日までの6日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時26分)

第 2 日

平成13年第4回新得町議会定例会（第2号）

平成13年12月18日（火曜日）午前10時開会

議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|-------------|-----------|---|
| | | 諸般の報告（第2号） |
| 1 | | 一 般 質 問 |
| 2 | 陳 情 第 1 号 | 審査結果について |
| 3 | 陳 情 第 3 号 | 審査結果について |
| 4 | 陳 情 第 4 号 | 継続審査の申し出について |
| (追加日程) 5 | 意見案第10号 | 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書 |

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

一般質問

陳 情 第 1 号 審査結果について

陳 情 第 3 号 審査結果について

陳 情 第 4 号 継続審査の申し出について

(追加日程)

意見案第10号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書

出席議員（18人）

| | |
|----------------|----------------|
| 1 番 川 見 久 雄 議員 | 2 番 藤 井 友 幸 議員 |
| 3 番 吉 川 幸 一 議員 | 4 番 千 葉 正 博 議員 |
| 5 番 宗 像 一 議員 | 6 番 松 本 諫 男 議員 |
| 7 番 菊 地 康 雄 議員 | 8 番 斎 藤 芳 幸 議員 |
| 9 番 廣 山 麗 子 議員 | 10番 金 澤 学 議員 |
| 11番 石 本 洋 議員 | 12番 古 川 盛 議員 |

13番 松尾 為男 議員
15番 黒澤 誠 議員
17番 武田 武孝 議員

14番 渡邊 雅文 議員
16番 高橋 欽造 議員
18番 湯浅 亮 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|----------|---|--------|
| 町 | 長 | 齊藤 敏雄 |
| 教育委員会委員長 | | 小笠原 一水 |
| 監査委員 | | 吉岡 正 |

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|-------|---|-------|
| 助 | 役 | 鈴木 政輝 |
| 総務課 | 長 | 畑中 栄和 |
| 企画調整課 | 長 | 長尾 正彦 |
| 税務課 | 長 | 富田 秋彦 |
| 住民生活課 | 長 | 高橋 昭吾 |
| 保健福祉課 | 長 | 秋山 秀敏 |
| 建設課 | 長 | 村中 隆雄 |
| 農林課 | 長 | 浜田 正利 |
| 水道課 | 長 | 常松 敏昭 |
| 商工観光課 | 長 | 西浦 茂 |
| 児童保育課 | 長 | 高橋 未治 |
| 屈足支所 | 長 | 田中 透嗣 |
| 庶務係 | 長 | 鈴木 貞行 |
| 財政係 | 長 | 佐藤 博行 |

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | |
|---|---|---|-------|---|---|-------|
| 教 | 育 | 長 | 阿部 靖博 | | | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 加藤 健治 |
| 社 | 会 | 教 | 育 | 課 | 長 | 齊藤 正明 |

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | |
|---|---|---|---|-------|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 小森 俊雄 |
|---|---|---|---|-------|

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長
書 記

佐 々 木 裕 二
田 中 光 雄

開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席であります。直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時00分)

諸般の報告(第2号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は朗読を省略いたします。別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

◎湯浅亮議長 日程第1、一般質問を行います。一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

[藤井友幸議員 登壇]

◎藤井友幸議員

1. 企業振興と雇用対策について

平成13年最後の町議会において、1番目で質問をさせていただきます。

景気の低迷する中、国の行財政構造改革、金融機関の破たん、また、企業のリストラ、消費の減少、雇用の不安等、このような状況が発生する中、地方自治体においても、その影響は大なるものがあると思います。

本町においても、その余波がじわじわと及んできているものと考えられます。

このような状況の中、私は次の関係について質問をいたします。

1点目ですが、企業振興についてであります。最近の情報によりますと、本町企業関係者の多くが、営業状況が極めて悪い。個人の営業者等は、このままでは生活が維持できないという声も聞こえてきます。また、一部の製造業者からは、操業中止の検討もしなくてはならないという話もあるようであります。

このような現状を、どう認識されているのか。今後の企業の振興対策をどのように進めるのか、町長の考えをお伺いいたします。

2点目ですが、本年10月以降、2か所の事業所が閉鎖、1か所が事業縮小など、約八十数名の失業者が出る状況にあります。

町では、この失業者の状況をどのように把握しているのか。今後における雇用対策について、町長のお考えをお伺いいたします。以上よろしくお伺いいたします。

[藤井友幸議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 たいへん、最近の経済不況下において、地元における企業対策をどうするかという、非常に格調の高いご質問をいただきました。十分答え得るか分かりませんが、ご答弁を申し上げたいと考えております。

既にご承知かと思いますが、12月4日に公表されました、国が作っております、「2001年経済財政白書」によりますと、今日の日本経済は、1999年春から続いていた景気回復が、昨年後半ごろから後退局面に入り、戦後景気の持続期間が最短の可能性が高いと分析をされております。

また、繊維製品等製造業者につきましても、海外からの安い輸入品が増大いたしております、需要も低迷していることから、緩やかなデフレ状態で、これが日本経済に悪影響を及ぼしていると言われていたところでもあります。

また、小泉内閣が取り組む構造改革がこれから先、進められていきますと、さらに企業の整理統合、あるいは倒産やリストラということが進んでいくと考えておりました、一時的には、その景況感というのは、さらに悪化することが懸念されると考えております。

また、この21日に発表されました日銀の「企業短期経済観測調査」いわゆる「短観」であります、この中でも、四期連続して景況感が悪化していると言われておりました、また、最近の日銀の帯広事務所におきましても、十勝の金融経済動向も、公共事業の請負額が前年同月に比べ大幅に下回っており、また、狂牛病の影響等もあって、個人消費も伸び悩み、景気の停滞感はさらに強まっていると報告されているところでもあります。

新聞・テレビでも、連日大企業のリストラや合理化が報道されておりました、景気は依然として下降線をたどっていることが伺えるところでもあります。

こうした流れの中におきまして、本町におきましても、事業所の縮小や閉鎖が相次ぎ、日本や世界経済の動向が末端にも及んでいると、非常に深刻な事態に陥っていると憂慮いたしているところでもあります。

さて、ただいまお話しがありました、現状に対する対策の問題であります、従前より企業訪問やあるいは商工会、金融機関との連携を図りまして、企業動向の情報収集を行っております。中小企業融資・利子補給やひまわり融資等の融資制度、そして工場誘致条例等での固定資産税軽減措置策を設けておりました、そうした支援策を講じてきたところでもあります。

今後もさらなる情報収集によりまして、限界はありますけれども、適切な対策と制度の活用を推進していきたいと考えております。

しかし、前段で申し上げましたように、今日の経済不況は、国内だけでなく、世界にも及ぶ状況でありまして、これに対処していくためには、一自治体のみでは解決のすべはないと考えておりますし、国や自治体の各施策はもとより、事業者自身も生き残りをかけた独自の経営理念と、従来の常識や発想を超えた新たな創意工夫で経営の体質改善を図って、自立する大事な時期を迎えていると考えているところでもあります。

次に、雇用対策であります。今年10月以降、お話しのございました二つの事業所が閉鎖や事業の縮小を行いまして、さらに事業所の閉鎖が予定され、約90名ほどが離職いたすことになっておりました、うち70名が町内居住者となっております。

また、今後町内では、季節労働者のかたがたが300名余り離職されるものと考えられますので、合わせますと一度に400名以上の離職者が出るということでありまして、町といたしましても非常事態と受け止めているところでもあります。

当該する会社、あるいは町や職業安定所の三者で、各企業を訪問いたしまして、求人の発掘と雇用要請を行っており、また、役場内にも雇用対策庁内連絡会議を設置いたしまして、町内雇用情勢や一般の雇用情報の収集を行うなど、情報を一元化いたしまして、

事業主側への情報の提供、そして、職業安定所との合同による相談窓口を設けるなど、雇用対策に万全を期しているところであります。

現在、事業主側において、生計の中心になっておられるかたがた、また、若年層を中心に、求人先の紹介をいたしているところであります。

町内居住者70名の離職者のうち、現段階で就職の相談を受けたかたが約3割であります。また、年金や失業保険を希望するかたも約3割であります。後は、当面様子を見たいなどの状況となっております。

今後とも情報の収集、また、企業への雇用要請を行うとともに、勤労者融資制度の活用などを啓発していきたいというふうに考えております。以上であります。

[齊藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 今、答弁をお聞きしますと、やむを得ない現象かなというふうに思いますけれども、国の流れにしたがって地方のこういう公共団体もその流れに流されるといふ現況かと思えますけれども、それはそれとしてですね、今、企業振興でありますけれども、今言われましたそういう施策のほかにはですね、例えば、もうちょっと支援をしていただければ、企業が存続できるというようなことがある場合ですね、今の制度以外にはですね、そういう特別な振興策をつくって支援するということができるのかどうかですね、お伺いをいたしたいと思えます。

それから、失業者の関係でございますけれども、今の勤労者融資等で、そういう融資制度があるようでございますけれども、私はですね、今の制度というのは、例えば、職がある人についてはそういう融資もできるけれども、無職のかた、例えば失業保険や雇用保険が終了してですね、仕事もない、後、就職するまでの間ですね、何か月間を融資できるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思えます。よろしく申し上げます。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 お答えしたいと思えます。

まさに今、構造改革というものが進められようとしているわけでありまして、そうした面では、これはもちろん民間は当然でありますし、私も自治体の立場にあってもですね、その流れの中で生きていかなければならないという、たいへん厳しい状況を迎えていると、私自身は認識をいたしております。

しかし、そうは言いながらもですね、そうした特別な対策を講じることによって、企業が再生をしていくとかですね、あるいはそのステップになるような施策がもし見込めるとすればですね、それはそれで考えてみる必要があるのではないかと。ちなみに、藤井議員がどのようなことをイメージしておられるかですね、ぜひご意見をお聞かせいただきたいというふうに考えております。

また、雇用保険の問題も、一定期間雇用保険の適用を受けるわけではありますが、これはあくまでもその期間中に、新たな仕事を探すための準備期間であると、私もそのように理解をいたしております。したがって、雇用保険を受けながらも、新たな職を求める人たちがいらっしゃれば、それは私も、もちろんハローワーク、職業安定所含めて、また、当該する会社も含めて、最善の努力をしていくということについては、変わりがないと考えているところであります。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 企業振興というのは、非常に難しい面があるかと思えますけれども、

今、町長が言うとおりでですね、自治体だけで処理できる問題ではないということは分かりますけれども、例えば、大きな企業が進出する、そして、進出している。そこで、支援策が、町にお願いをするといった場合ですね、今の現行制度では、それに当てはまるものがない。そうした場合ですね、それはやはりそれなりの十分企業との調整を図ってですね、支援をすることが必要かと思えます。

それから雇用の関係ですが、一長一短に仕事をつくれとは、あるもんでないんですが、例えば、雇用創出をですね、少なくとも町単独で、例えば昔ありました土木就労事業みたいな失対事業ですね。そういうようなこともですね、町は例えばそんな大きな金でなくてもいいけれども、財政の許す限りの範囲内でそういう失対事業的なものも考える必要があるのかなと思えますが、その辺の考えをお伺いしたいと思えます。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 ただいま藤井議員もご指摘前段であったとおり、やはり雇用の問題というのは、国策としても極めて大事な問題であります。

たまたま、臨時的な緊急地域雇用創出特別対策事業というふうなものを国が打ち出しておりました、今年から向こう3年間、一定の予算の枠内で、そうした制度を打ち出してありますが、しかし残念ながら、これは恒久対策にはならないわけでありまして。なかなかその雇用創出のための対策というのは、それだけ難しいものがあると考えております。企業もかたやでは大きなリストラを進めながらの生き残り策をかけている中で、なかなか雇用の窓口を開くということは、厳しいものが現実にはあると考えております。

しかし、私どもも今回の一件の問題につきましては、地元だけではなくて、近隣町村、場合によっては帯広ないしその周辺も含めてですね、広範囲な中で、雇用を希望する人たちに対する手立てを講じていきたいということで、関係機関ともどもやっているところであります。

また、町のほうといたしましても、来年の臨時職員、あるいは準職員等の人事の状況を見てですね、そういうようなところに一人でも多く吸収していきたいということで、今、全体的な見直しをしながら検討いたしているところであります。そうした面では、町としても最大限の努力をしていきたいと思っております。

ただですね、このご時世に新しい雇用を町自身が創出していくということは、これはやっぱり経済的にも物理的にも不可能ではないかと思うところであります。

臨時的にそうした仕事をということであれば、例えば、これから雪の季節でありますので、除雪対策の問題だとかが出てくるわけでありまして、そういうような折には、そうした人たちを最優先させて、少しでも雇用の場を創出していきたいというふうに思っております。

それから、次にありました、企業の進出に当たって、あまり町のほうでいろいろやってくれないんじゃないかという意味合いのことがあったような気がいたしますが、少なくとも私は、企業が本町に進出してくる際には、考えられる最大限の努力をしてきたつもりであります。もしかして、せっかく企業が進出してくるようなお話しがあるとすればですね、ぜひそれを聞かせていただいでですね、必要な対策は講じていきたいというふうに思っております。

そんなことで、これからもそうしたかたがたの雇用対策には、最善の努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

[宗像一議員 登壇]

◎宗像一議員

1. 学校週5日制の施行で子どもたちの過ごし方と地域の取り組みについて

私は、学校週5日制の施行で、子どもたちの過ごし方と地域の取り組みについてを質問させていただきます。

平成4年から、試行的に実施された学校週5日制も、いよいよ明年の新学期から、完全学校週5日制の施行となります。

私も、議会に参加させていただいた7年の6月定例会、初の一般質問で、学校週5日制の問題で登壇させていただいた経緯もあり、その後の経過を知りたく、質問通告をさせていただいたしだいでございます。

週5日制の目的は、子どもに自分を生かせるゆとりの時間をつくろう、また、個性を生かしながら、家庭や地域でさまざまなことを学び、育っていこうということですが、学校側の取り組む内容として、今まで以上に体験を中心とした道徳の授業、また、いっそう開かれた教育課程の管理などの取り組み、そして、デメリットとして現れるのが授業時間の削減で、学習内容の精選が出てきます。

家庭の取り組みとして、家庭に帰る子どもの影響、保護者の不安があります。学力の低下につながる不安、また、共稼ぎ家庭、いわゆる「かぎっ子」への影響の心配があります。家庭の取り組みは、家庭とのふれあいや、ゆとりあることで、家庭に生活をお任せするとしまして、共稼ぎ家庭の対応、いわゆる地域社会としての取り組みである、その一端を果たしているのが、地域の児童館であると考えられているのでございます。

では、地域社会の受け皿は何か。それは、地域の人や、文化とのふれあいから、学びとして自分自身を見つめ、個性を生かしながら得意なこと、好きなことなどに取り組みながら、生きる力を教えていくことであろうと思います。

地域社会の取り組みを見つめたとき、現状の子どもたちが気楽に集まり、よく利用されている施設として挙げるところ、それは、地域の児童館であろうと思われるのです。

本町は、なかよし児童館、屈足は、かしわ児童館とがあり、ここ2、3年前より、両児童館とも利用する生徒が増加しているとのことでもあります。

児童館は、地域の「かぎっ子」対策として進められていることは、私も承知しておりますが、その児童館が地域にとって、学童保育所的な役割を果たしているとも思われません。

そこで、次の点をお伺いしたいと思います。

まず、1点目でございますが、新得、屈足の児童館の利用状況と、実施されている内容を。また、低学年、高学年の状況が分かれば、分けてお願いをしたいなと思ってます。

2点目として、学校週5日制で休日が増えることにより、児童館利用とのかかわりですが、今日の社会情勢から、各企業も月1回、2回の週休2日制が、なかなか困難な状態にあると思います。

ところが、学校週5日制は、来年新学期から進められるとき、家庭に対してゆとり時間の活用、また、地域の受け皿も必要であると申されるとき、今より土曜日の日数が約20時間も増える中で、「かぎっ子」対策がいかにかたいせつかと思われるわけでございます。その受け皿を学童保育所に向けて、全国的に学童保育所が増えているようですが、我が町の児童館はその役目を十分に果たしているとも思われますので、今後の児童館の

取り組みについての様子をお聞かせいただきたいと思います。

3点目として、これは教育委員会にお尋ねになるとと思いますが、学校週5日制の今日、第2、第4と月2回の休日、子どもたちの過ごし方と地域での取り組みの様子を、また、今後に向けてどのように進められようとしておられるのか、以上をお尋ねしたいと思います。

[宗像一議員 降壇]

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 学校週5日制の全体的な問題につきましては、後ほど教育委員長のほうからご答弁をさせていただきます。私のほうからは、児童館の利用状況につきましてご答弁をさせていただきますと思います。

平日における、新得のなかよし児童館の利用状況は、1日平均32名であります。また、屈足のかしわ児童館はこれより少なく、1日平均23名の利用であります。

また、子どもの過ごし方といたしましては、卓球をしたり、あるいは読書をしたり、ゲームをしたりと、そうした10種類ほどのメニューの中から、子どもたちが自発的に選択をいたしまして、また、指導員の指導のもとに、集団で行事をするなど、そうした余暇を過ごしておられるようであります。

明年4月から学校週5日制になりますが、現在の第2、第4土曜日の休みの間の利用状況を申し上げますと、新得のなかよし児童館におきましては、1日平均5名、屈足のかしわ児童館におきましては、1日平均4名となっております。また、利用者の割合の問題であります。小学3年生までの低学年が、96.3%でありまして、そのほとんどを占めている状況であります。

学校が休みの時の利用状況は多くなると考えておりましたが、実際には逆に極めて少ない状況となっているところであります。

したがって、当分の間、現在の体制で受け入れをしながら、その状況を見ていきたいと考えおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[齊藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

◎小笠原一水教育委員長 宗像議員の3点目のご質問にお答えいたします。

3点目の完全学校週5日制に伴い、週休2日間の過ごし方について、教育委員会として今後どのように進めるかというご質問であります。これまでも社会教育団体と連携した、春休みのリーダー養成研修、夏休みの野外活動リーダー研修、国際交流ハロウィンパーティー、親子もちつき大会などを実施しており、町民大学においても小、中学生を対象にした講座を年間6本ほど実施しております。これは他町村と比較しても量的にも質的にも充実していると考えています。

新たな取り組みといたしましては、NPO等の活用による奉仕活動や体験活動の質的充実を検討してまいりたいと考えております。

基本的にはこの2日間は、家庭や地域でなければできない活動などに向けられるべきものであり、家庭、地域、教育委員会を含め、それぞれが役割を果たした地域全体で、子どもを見守り育てる環境づくりがたいせつであります。そういう観点から、地域社会団体とも連携を密にして、対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 1点目の利用状況、内容についてでございますが、さきほどご回答をいただきまして、割と少ないのかなということで、びっくりもしたところであります。

しかし、私も、この質問通告書を文書に作成していくに当たりまして、新得町の事業概要書を見たところ、質問項目に記載されていたことが載っており、私の勉強不足で申し訳なかったなと思っております。しかし、低学年、高学年との状況、低学年が96.3パーセントを占めていると。意外とびっくりしたのが、土曜日の利用者が非常に少ないのだなということが、あらためて分かったわけでございます。

そこら辺の対応関係になります。2点目の学校週5日制と、児童館とのかかわりということになります。資料によると、なかよし児童館は、288日間の開館で、18,864人が利用されているというふうに資料に載っております。また、それが、保育士2名、それを計算していくと、1日平均延べ人数にしても65人になるなど。新得の小学校生徒数が248人でございますから、そのうち低学年というのが130人おられると。それが、結果的に、土曜日は5人だったということもありますけれども、そういう資料による統計からいきますと、1日平均65人が児童館を利用されているんだというふうに思うんです。

また、屈足かしわ児童館のほうも、290日の開館で、10,524人。これは保育士1人で1日平均36名の利用度になります。

そういった状況から見ると、生徒数の関係もあって考えたときに、屈足南小学校の児童が86名ですから、その中に低学年が47名いるし、高学年が39人いるというかたちになって、人数からいって86名中36名が利用されているということは、非常な数でなかろうかと、かように考えるわけでございます。

そういったことから、これからその人数を受け入れるための条件が十分に満たされているかどうかということ、利用されていないからというか、今までの現状でいいと、そのまま当分やっていくんだというご意見でございましたが、なかよし児童館の建物は、狭く、天井は低い。また、文教福祉常任委員会所管事務調査の折には、非常に雨漏りの修理要請をされているわけでございます。

屈足のかしわ児童館の建物は、昭和45年に生活改善センターとして建てておりました、31年経過をしております。そういったことから、あれを本当にきちっとしたものに修繕していくというのはたいへんなことだろうと。両会館とも、利用に当たっては、非常に欠陥があると、検討すべきではないかとも思えるのでございます。この件については、後ほど吉川議員から質問されるようでございますので、お任せをすることにいたしまして、私は内容の問題にちょっと触れてみたいと思っております。

保育士・指導員不足も非常に挙げられるのではないかと思います。ただ施設の開放にとどまることでなく、地域の果たす役割から考えると、もう少し催し物のやり方を研究するとか、それから、子どもたち同士が意識的にふれあう機会、また、地域のかたがたとふれあう機会など、よりよい活用ができるような取り組みが必要でなかろうかと思っておりますが、そこら辺はいかように考えられるかお願いしたいと思います。

また、3点目の地域の取り組み、今後に向けてでございますが、学校週5日制の趣旨に沿って、各種団体、また、サークル、また、町民大学も非常に熱心に進められているということには、敬意を表します。どのくらいの人が集まっているのかということ、

ちょっと回答にはごさいませんでしたけれども、これから全土曜日がさきほど申されま
すように、今までより年間20時間も増えるというかたちの中で、また、本町の小学校
・中学校、児童・園児を含めると、約700名の子どもたちが家庭、地域にゆだねら
れるわけでありますから、よりよい対人関係を小さなうちから身に付けさせ、社会でも、
個々として活躍できる人間づくりを進めるという大きな役割を果たすためにも、どのよ
うなことができるかということをもう一度検討され、そして進めるべきではないかと思
われます。

施設資源としては、子どもの個性、子どもの特性を生かすために、地域社会の取り組
みで励まれています。親、子どもの住める町内施設の活用をもう少し図っていったら
どうかと。

例えば、各施設巡りを含めて、住んでいて本当にこの新得町の良さというものをピー
アールさせ、もっと誇りを持たせると。社会生活の仕組みの教育をすることもたいせつ
なことではなかろうかと思われるのでございます。入館料はかかりますが、「なごみ」の
2階のリフレッシュルームを活用させたり、また、温水プールの利用も採り入れて、体
力づくり、スポーツを通して指導に取り組んでいくと。そういったかたちの中で、入館
料の関係くらいは、保護者もきっと理解してくれるのでなかろうかと。目的をしっかり
したもので進めていくようならば、理解してくれると思うのでございます。

また、人的資源としては、老人、障害者、スポーツ、文化などで活躍している人もた
くさんおられるわけですから、そういった人たちと子どもたちの交流の場をもう少し採
り入れることができたらいいかと、私は思うのです。対話の中から、非常に新得町の伝
統的な、あるいは昔の事柄なんかも非常に身に付いていくんでないだろうか。そうい
った新得町の恵まれている中で、ふれあいをたいせつにしながら、今後進めるような方
法も検討していただきたいかと、かように思いますが、ひとつご意見をお願いしたいと
思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 学校の週5日制にかかわる分につきましては、教育委員会のほうから
答弁をさせていただきたいと考えております。

ただいま、宗像議員、町の行政概要の数字ということでお話しがあったわけでありま
すが、これをよく見ていただきますと、二つの数字が出ておまして、宗像議員が今お
話しいただいた大きなほうの数字はですね、いわゆる子どもたちが児童館に来て、卓球
もしたし、読書もしたし、ゲームもしたとなった場合は、実は3個にカウントしている
数字でありまして、延べ人員であります。ただいまの数字はですね。したがって実際
に来た人数はいかほどかということになりますと、いずれも、宗像議員がただいまお話し
申し上げた数字の半分以下でありまして、実人員と書いてあるのが実際の人員でありま
すので、これからいきますと、さきほど私がお答弁申し上げましたような、1日当たり
の人数になると。平日は非常に多いが、逆に土曜日は極端に少なくなると。これはたぶ
ん、兄弟がおられるような場合は、兄弟と遊んだりですね、あるいは週休制というもの
も少しずつ普及してきておりますので、いわゆる親を含めた、そういう過ごし方もかな
り従前から見ると広がってきているのではないかと、このように思う次第であります。

しかし、児童館、人数は土曜日当たりの利用は少ないとは言いながら、やはり私も大
事な役割を果たしていると考えております。

ただいま具体的にお話しのありました、そういう地元の人的資源の活用、あるいは場

合によっては、そのご父兄も含めた、それは可能な限りでありますけれども、ボランティア的な、そういう対応の仕方も考えられるのではないかとこのように思っております。したがってですね、より児童館が本来の目的に沿って、あるいはまた、学校週5日制の一つの受け皿として機能できるような態勢の整備をどうしたらできるかというふうなことは、十分検討させてみたいというふうに思っております。そのうえで可能性があって、子どもたち、あるいは父兄のニーズが高いものについては、採り入れていく努力をしていってはいいいのではないかとこのように思っております。

また、後ほどの質問にも出てくるわけですが、特に屈足のかしわ児童館につきましては、ご指摘のとおり非常に古い施設であります。したがって、将来的にそれをどうするかということが今後の課題になってくるという認識を持っております。ただ、その際に、一つの目的だけで施設の整備をするのがいいのかですね、そのほかに地域の中にもいろいろなニーズが存在しているのではないかとこのように考えておりますから、そうしたものを複合的に、あるいはまた機能的に、あるいはまた地域の活性化の起爆剤になるような、そういうふうな施設の在り方というものを、これからは模索を試みる必要があるのではないかとこのように思っております。

当面は、その利用に当たっての不都合なところは、必要な修繕等を重ねながら今後に対応していきたいというふうに思います。

◎湯浅亮議長 阿部教育長。

◎阿部靖博教育長 教育委員会としての再質問の分にお答えをしたいと思います。

いよいよ来年の4月から、完全週休二日制と、裏を返せばなるわけでありますけれども、ちょっとデータは古いですがけれども、昨年の春にですね、社会教育の中期計画を立てる段階で、町内の小、中、高校生を持つ親御さん、また、子どもたちということで、アンケートを取っているわけでありますけれども、そのデータをちょっと紹介しますと、現在月2回ということになりますけれども、どういう過ごし方をしているかということでお尋ねをしますと、親の答えとしては、小、中、高校生とも一番多い割合が、2日も自由に過ごしていると。その次が、家族で決めて一緒に過ごす時間を考えているというようなことになっております。

子どもたちもですね、だいたいたちとしては、変わるかどうかというようなことで、14年度の見通しを聞いてみますと、子どもたち自身もそう極端には変わらないだろうというような認識をしているようでありますし、親御さんにとっても、変わらないという見方が8割から9割というようなことでございまして、それほどこの2日制の休みに対しまして、特別な思いというのは持っていないんじゃないかなというふうに認識をしております。

その中でありますけれども、私どものほうも、いろいろさきほど委員長からご紹介もさせていただいたわけですがけれども、主なものの数字だけを申し上げますと、春の段階の野外研修については、小、中、高校生合わせて60人ほどの参加になっております。それから、夏の野外活動のキャンプでありますけれども、こちらは今年はちょっと少なかったんですがけれども、30人、多いときには70人くらいになっております。それから、ハロウィンパーティーも約100人になっております。それから、もちつき大会につきましては、今年160人ということになってございまして、親御さんの参加というようなことで、たいへん最近では、この種の事業の参加というのが増えたなというふうに思っております。

そのほかの町民大学の中では、年間を通してということで、子ども向けに4年生からということでもしておりますけれども、わくわく体験教室というのがあります。約30人の募集ということで進めておりまして、年間にしまして、プログラムが13本ということになっております。主に外の、夏場はアウトドア、冬に入りましては室内等のもの、あるいは町の中に出て、商店の体験だとか、土笛を作ったりというようなことで、いろいろ幅広く進めているところであります。

私どもとしましても、やはり地域と家庭と、それから行政とがですね、ほど良いバランスを取りながら進んでいきたいものだなと考えているところでございまして、地域の皆さんがたには、週末活動の取り組みということで、新年度からそれぞれの地域に社会教育活動をされている団体がありますので、できれば、ここの皆さんがたを核にして、より子ども向け、あるいは親子での行事等の担当に、内容を変換していただけないかなというふうなことも考えております。

それから、家庭向けにつきましては、現在、社会教育委員さんをお願いをしているわけでありまして、家庭教育の目標、これはもう地域なり家庭で、子育てのうえでどんなことを重点なり、大事にしていっていいのかなという点を、目標として定めてもらって、それをもとにしながら、事業の展開等も考えるようにしていけたらなというふうに思っております。

また、行政段階におきましても、それぞれ子どもたちのニーズなんかも考えながら、メニューの開発等も研究していく必要があるなというふうに思っておりますし、また、それぞれ関係する町長部局も含めて機関がございまして、そういった関係者間のネットワークを取りながら、効果的な進め方ができるように工夫もしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 まず、1、2点の関係においては、町長も非常に前向きで検討して下さるといようなかたちで期待をしていきたいと思っております。

さきほども申されましたけれども、児童館のみだということはなかなかたいへんなことであり、私もこれからのハード面からソフト面で進められようとする町長の姿勢から、保育園児、また、学校生徒の減少があるわけですから、空き教室の再利用とか、また、高齢者の増加に伴う部屋の面とか。そういったものもいろいろと施設を見直し、また、総合的な施設の在り方に、これからもお考えいただかなければいけないかなと、また、考えていくべきであろうと、こう思うわけでございますが、ひとつそういった面で非常に児童館の利用状況が、私どもの資料の中からああいうかたちをとって、非常に多いなというふうに思うんですが、実質的にするならばということも申されましたけれども、しかし、行ってみると、けっこうな子どもたちが、ただわいわいと、保育士1人で非常にたいへんな苦勞をされている姿も現に見ております。それが、私、土曜日でなかったものですから、非常にたいへんな取り組みをされているなど。これは、これからの週休2日制になったときに、ますますやっぱり利用できるような方法、また、親と子が来てできるような方法。週、これから2回だったものが4回、倍になるわけですから、そういったような親子の取り組み関係やなんかもやはり採り入れた中での児童館進めをしたらいんじゃないかと、かように思うわけでございます。そのほかに日曜日があるわけですから。

そういったようなことも考えますと、さきほど教育長から、非常に各種団体等も頑張

っておられるということも、本当に敬意を表するしだいでございますが、しかし、なんといっても、子どもたち、今、私どもに会っても、あまり家の中にいても、割とテレビ見てる人が多いんですよ。ゲームしたりなんかしてね。もう玄関をのぞくと、下足がばらばらになっていたり、割とそういう礼儀も知らないところもけっこう多いと思うんです。

ですから、そこら辺で、児童館の保育士に聞いてみると、やはり、児童館ではそういったことも教える中の一つに入れて、児童館に来たときは、きちっとしているということも言うんですけれども、やはりなかなかそういった難しさもあるなど。そういったときにもう少し、親元の教育関係も必要になってくるなど、そういうようなことも、これはおしかりを受けるかもしれませんが、そう思ったりもしたわけです。

ですから、そういった規律のあるかたちはやっぱりある程度どこかで、きちっとしたものを引かなかつたら、家庭に帰ってもなかなかそこら辺のものが、急に取り組めないというかたちがあるのでなからうかと思われるわけです。

私、さきほど、地域の施設、なんたって体力づくりも考えなきゃいけないものですから、そういうスポーツを通してのそういう指導というものが、非常に子どもたちにとって身に付くわけです。そういったことを考えるときに、もう少し、施設利用ということで、リフレッシュルームだとか、プールの関係を探り入れるような方法を探って、これはお年寄りたちもみんな使えるわけですから。

私も6月の定例議会ですか、一般質問で施設の有効活用ということで、交通網を考えて、そして、そういった取り組みをされてはどうかという質問をしたわけですが、そういったところをいろいろ検討してですね、そういった子どもたちもできる、年寄りたちもできるようなことを考えながら、やはり交通網のことを考えて、そういったことを採り入れるならば、おそらくや、もっともっと本当に充実した教育ができていけるのではないかと、これが大きな社会教育の目的でもあるのではないかと思いますので、そこら辺のものをひとつご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 今、保育士の数がどうかというお話しが一つあったかと考えております。

私ども、保育士、現場のほうから、そうした実情というのはちょっと聞いておらないわけでありまして、それは日にちによっては、込み合う日があったりとかですね、いろいろ不同もあるのかなど。現段階では、二十数名くらいの程度であればですね、1人ないし、その込み合う時間帯に臨時的に配置をしている複数というふうなかたちで、だいたい運営ができるのではないかと考えております。

しかし、そういうお話しがあるとすればですね、そういう実態にあるのかどうか、それらについてももうちょっと把握をさせてみたいと思います。

また、スポーツを通してと、そのために、その人たちの足の確保というふうなお話しもあったかと考えております。足の確保については、前回の6月の折でしたでしょうか、そうした教室を開いたりですね、一定の時間帯の中で、それは検討してもいいのではないかと、たぶんそのように回答しているかと考えております。できるだけ、そうした機会をつくりながらですね、その利用の実態がどの辺にあるのか。それが永続的にというか、恒常的に使われていく状況にあるのか。その辺の利用の推移というものをもう少し見極めていきたいと考えております。

◎湯浅亮議長 阿部教育長。

◎阿部靖博教育長 空き教室等のお話しがございましたので、お答えをしたいと思います。

私どもも、子どもたちが減ってきてですね、学級の空きが増えてくるというようなことで、この対応については課題だなというふうに思っております。

それで、学校の中でもいろいろ、新しい活用の仕方も含めてですね、それぞれに検討もしていただいているところでありますけれども、地域のいろいろな教材といいますが、そういったものも教室の中に資料として確保していくとか、あるいは新たな活動のためにですね、こういった内部改造等が必要とか、そういったこともありますので、いろいろ学校等ですね利用等の状況も考えながら検討していきたいというふうに思っております。

それから、社会性を育てることがたいへん大事だというお話しがございました。私たちも、そのとおりだというふうに思ってますし、これは学校ばかりではなく、町民、あるいは地域みんなで考えるべき課題だなというふうに思っております。

そんなこともございまして、さきほど申し上げましたとおり、社会教育委員さんのほうにですね、家庭教育の総体的なそういった施策のバックボーンになるようなものを、ぜひ作っていただきたいということで、今お願いをしているところでございます。

また、施設の活用等についてもですね、私たちもできるだけ情報提供というようなかたちですね、もう少し子どもたちにアピールをして、ぜひ家の中から外に出るような、そういったことも呼びかけていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 ここで暫時休憩をさせていただきます。

(宣告 11時00分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時12分)

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

[石本洋議員 登壇]

◎石本洋議員

1. 大雪山国立公園の観光啓発、登山者保護・指導、山の交流館イベント事業等幅広く活躍していただく、町単独の国立公園駐在人を置いてはどうか

議会における最年長議員の質問でございますので、ひとつ、ぜひ真しに受け止めていただきたいなと、こう思います。

21世紀の夜明けということで沸きました平成13年も、間もなく終わろうとしております。

世界的には、ニューヨークにおける多発テロ、国内では不景気の長期化・不透明化という暗い世相が続きます。

それでは、我が町はと省みますと、これまた、企業の後退のほうばかりであり、ちまたでは、まだまだ出るのではないかと危ぐの念を持っている人が増えてきております。

新得町は、かつて鉄道、林業、農業の町と言われておりましたが、今は観光と酪農ということで、もう一つの柱がどうしても見つかりません。

林野庁の組織改編で、新得営林署がなくなったわけですが、私の胸中には、なんで上士幌であって、新得でないのかという無念な気持ちがいっぱいあります。

私は、以前、「林業の町に林業を象徴する施設を」、「鉄道の町に扇形機関車庫の保存を」、「国立公園に管理人事務所誘致を」と提言したことがありますが、私の説得力が不足で、いずれも日の目を見ておりません。

しかし、このような地道な施策が、関係省庁を動かすものだとして今でも信じております。ついでに、もう最後の柱といってもいいような観光面で、町長にぜひやっていただきたい、お願いしたいということで、国立公園駐在人の設置についてご提言したいと存じます。

ここで、国立公園駐在人と言っておりますが、これは、仮の名前で、大きく言えばナチュラルリスト、小さく言えばネイチャーナビというところでしょうか。ほかにも言い方はたくさんあると思いますが、要は、大雪山国立公園及びその周辺の案内人及びイベント等の創造人ということになります。

当然、大雪山国立公園の観光啓発、事故防止、公園汚染、イベント計画実施、一般的な自然保護、登山者の保護・指導等、幅広い分野で活躍が期待できると思います。

また、昨年開設されました、山の交流館トムラにも好影響を及ぼすものと考えられます。

本来、国立公園管理人事務所があって、レンジャーのかたがたがおられているような、上士幌にあって、ここにもということでは難しい現況だと思います。幸い、旧営林署職員のかたで、熱心なかたもおりますので、そういうかたを導入して、観光面でも大いに活躍できる場をつくってあげてほしいと存じます。

多少の経費がかかっても、特大の経費がかかるものでもありません。新得町の将来の観光の発展に寄与すること大であり、ここでの手だてがなければ、将来、新得町の柱から、観光の看板を外さなければならぬときがきっと来ると思います。町長のお考えをお伺いしておきたいと存じます。

[石本洋議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 お答えいたします。

大雪山国立公園は、町の面積の54パーセントを占めておりまして、その東側の拠点となります本町のトムラウシ地域には、百名山のトムラウシ山や温泉、あるいは優れた景観等がありまして、その自然とのふれあいを求めまして、多くの人々が訪れているところであります。

今日、自然志向が強まる中であって、さらに増加が予想され、本町の観光の重要拠点の一つであると考えているところであります。

ただいまご提案ありましたような、自然環境の維持管理や来訪者の安全保護、あるいは自然にふれる事業のコーディネートの役割を果たす人を配置することは非常に有益なことだと考えております。

そうしたことも含めまして、以前から国立公園管理事務所の設置を要請しているところでありますが、現段階では、まだその日の目を見ていないところであります。

ご承知のとおり、このトムラウシ地域には、地域のかたがたが英知を出し合って、地域活動の拠点として、昨年12月から山の交流館が運営されているところであります。

この施設は開業以来、北海道の重心地へのチャレンジなど、ユニークな各種の事業に取り組んでおられまして、7,000人ほどの利用者があって、発足1年目にして採算ベースに乗せられたということは、関係者の皆さんがたの努力のたまものでありますし、内外ともに高く評価をされているものと考えておられまして、そうした地域のかたがたの努力に、あらためて敬意を表するしだいであります。

このように、地域を挙げてせっかく頑張っておられますので、私は町で駐在人を配置するというかたちではなくて、地域がですね、地域に精通された人材を活用して、山岳ガイド、あるいは体験観光など、各種事業をコーディネートされて、これを新たなビジネスチャンスとして取り組んでいくことがいいのではないかと考えているところであります。

そうした取り組みをしたうえで、不都合な部分があれば、町としてはそれに対して応分の支援をしていく考え方でありまして、ご理解を賜りたいと考えております。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 基本的には、ご賛同されていると認識をするわけなんですけど、ただ、やり方としては、今の町長のご答弁では、地域の中の、そして造けいのある人たちのビジネスチャンスとして確保すると。そして、それについてはできるだけ町も支援をしますよと、こういうお話しだったと思いますね。

ただですね、やっぱりこういう公的な公園だとか、あるいは公的な観光行政という面からいくと、単に個人的に活動しても、視野というか、エリアというものは狭くなってしまおうと思っんですよね。

ですから、例えば福井県あたりですと、これは県の話ですから、あまり大きなことを言ってもしょうがないんですが、自然保護センターというものがあって、そこにナチュラルリスト、要するに、そういういろいろな啓発をしたりする人たちを登録して、そして活動してもらおうと、こういうことなんですよね。

ところが、今の町長さんのお話しですと、なんもそういうようなシステムというものをつくらなくて、地域で気持ちのある人が頑張ってくださいと、そういうときには支援をしますよと、こういうことではなくて、そういうきちとしたシステムをつかって、そして資格のある、あるいは造けいのある人をリストに加えて、さらにその中でいわゆるリーダーというものを設けてやっていくという公的なバックアップを早くから、最初から出していかないことにはですね、沸き上がってるうちならね、だれでも見れるけれども、そうでない造けいのある人が、そう簡単に出てくるということにはならないんだね。ですから、そういうシステムづくりが必要でないかというお話しをしているわけなんです。

新得は幸い、探検隊がございますよね。新得山自然公園探検隊といいますか、拓鉄公園でも活躍していただきましたけどね。そういう人たちを、そういう地域に限定でなくて、新得町のナチュラルリストという資格を与えて、広く活用してもらおう。そして、トムラウシの、例えば営林署に在職されている人で、将来フリーなかたちになったときには、そういう人たちもできるだけその地域を使ってもらうということが、僕は必要でないかなと。その突破口として、できれば実際に活動し、従来活動し、これからも活動できるような人を町の駐在人というか、ナチュラルリストというか、そういうものにして、それを核にして、いろいろ全町的に活用していったほうがいいんじゃないかなというご提言なんです。

これは、大したお金のかかる問題でないと思うんですよね。だから、町長いっしょけんめい金は抑えるけれども、発展性もひとつ考えながら、よろしくお願いします。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 石本議員の質問の趣旨、私も十分理解ができます。ただですね、トムラウシの山の交流館でしょうか、これの設置、そしてまた、この1年間運営をしてきまして、これは地域にですね、運営委員会というものをつくって、地域の住民の皆さんがたが、本当に汗水流して自分たちで考えて作り上げたいろいろなプログラムに沿ってですね、年間を通して活動していると。その成果がですね、さきほど全体的な1年足らずでそうしたいい成績を上げてますよと、こう申し上げたわけでありまして、私はそのことを大事にしていきたいというのが基本的な考え方でありまして、そこに町が直接手を突っ込んでですね、何かをするということではなくて、その延長線上でいろいろな、さらにそういう人たちが専属的に加わることによって、また新たな取り組みに発展していけるのではないかと。簡単に言えば、民間活用型で、それに対して不足する部分について、町として支援をしてはどうかというのが、私の考え方でありまして。

これは、地域が自分たちで手作りで作った体験プログラムというのがございまして、その中には、自然観察会ですとか、あるいは農業体験ですとか、料理実習ですとか、あるいはアウトドアの事業ということで、相当多数のプログラムを組んでやっているわけでありまして、これそのものも、ある意味では私はビジネスチャンスにつながっていくものだと。そうした成果が、交流館の実績につながってきているなどと考えております。

したがって、これをさらに前進させるために、さきほど申し上げたようなかたちでの支援が必要ではないかと。それには、今具体的にお話しもありましたけれども、もしかすると、トムラウシ登山学校の指導員の人たちもですね、その中にある程度協力を求めていくといいでしょうか、そういうことも考えられると思いますし、ぜひ、これを機会に、どういう在り方がいいのか、行政だけで勝手にやってしまうのではなくて、やはり地域のそうした皆様がたの熱意なり、盛り上がりというものを大事にしながら、今ご提言あったものをどういうふうに進展させていくかと、こういうふうにもっていくのが私は正しいのではないかと、このように考えております。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 町長の考え方、分からないわけではないんですよ。分からないわけではないけれども、また、おっしゃるとおり、今年ですか、重心の関係だとかいろいろなイベントがありましたね。そういうのは、言ってみれば、地域の人には違いない。だけど、その地域の方は、いなくなっちゃったら今度は、後はどうなるのかと考えますと、たいへん困るわけですよね。そういうことも含めてナチュラルリーダー的なものを置いて、将来ともに伸びていく要素を押さえておきたいもんだと、こういうことなんであって、本当に地域の農家の、酪農家の人たちが、そこまでやれる力といいますか、能力はあるけれども、力がない。出す余地がない。そういうことを考えていただきたいと思うんですね。

そういうことで、それはあの地域が中心になっちゃうけれども、全体的にナチュラルリスト登録制度というのはどうですか。お考えは。探検隊のようなものを幅広く。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 それらも含めてですね、地域にひとつの運営委員会という組織があって、その中で非常に皆様がたが熱意を持って頑張っておられますから、その連携を取っ

たうえでどういう方向性を目指すかということを検討してみてもどうかというふうに考えております。

ただいま、石本議員からあった質問の趣旨については、私も認めているわけでありまして、あとは方法論の問題だと思えます。どの道を選択するのがより将来に向かって良いかですね、よく考えさせていただきたいと思えます。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

[吉川幸一議員 登壇]

◎吉川幸一議員

1. 新得小学校100年、屈足南小学校50年に対して町の支援

平成13年定例第4回一般質問に3点4項目について質問をさせていただきます。久々の吉川節も、だいぶんさびておりますので、うまく町長に伝えられるかどうか、不安いっぱいこの一般質問でございますので、より良いご答弁よろしく願いいたします。

1点目は、新得小学校開校100年、屈足南小学校開校50年に対して町の支援でございます。

先人のかたがたが新得町に開拓のくわを入れていただいて、間もなく教育の必要性を、学校を開設してから100年、本当に素晴らしいことだと、心からお祝いを申し上げます。ただいま期成会を設立し、準備をされている会長さんはじめ、役員の皆様がたは、たいへんご苦労様です。町としては規定で、新小に対して、約89万円の支援を検討されているみたいでございますが、この不景気の中、協賛金の一部にさせていただけるのは、強い味方だと私は思っております。

ここで私は、協賛金もさることながら、100周年の記念として、先人のかたがたが教育への思い、子どもに対する思いが込められた伝統ある学校の今の生徒たちに、これから生まれてくる子どもたちに、町としてなにか冠を付けたプレゼントをしてやらなければ、先人の人々に笑われるし、悲しませると、町長は日ごろ考えられているのではないかなと、勝手に私は思っており、提言をさせていただきたくしてございます。

私は、今の新得町で、子どもたちに記念事業協賛としてやらなければいけないと思っているのは、なかよし児童館の建て替えではないかなと。不景気の中で、親たちが職を探して、遠くに働きに行く人々も出てきておりますし、また、働く時間も増えてきております。子どもがいるからと、遠くまでいけないと考えられている親も増えてきております。

この年代から、親は徐々にお金が子どもにかかってくるときでもあり、安心して働けるように、また、子どもたちが入れる児童館を拡大して、この施設ならば安心して働けると、親たちに思わせる手助けをしてあげなければいけないと思えますが、いかがなものでしょうか。

また、南小に関しても50周年記念で期成会をつくって、会長さんはじめ役員の人たちは頑張っております。南小への冠のプレゼントとして、夏の野球、冬のリンク造り、また、子どもたちの小屋として利用している、今にもつぶれそうな、どこからでも風が入ってくる、通称「南小っ子ハウス」。ストーブを最大限たいても、部屋が暖まらないたいへん寒い状態であります。建て替えをお願いしたいのと同時に、今、校庭にトイレはありますが、新得町で一番古いトイレの建物でございます。ただあるだけで、利用されない、また、できない状態でございます。一般開放校、他校の子どもたち、また、南

小の子どもたちも、トイレは総合会館まで走っていかなければいけない状態であります。トイレの設置を同時をお願いしたい。以上、新小100年、南小50年の長い歴史に対し、先人の教育に対する思い、子どもに対する思いにこたえるため、冠を付けて、応援してあげたい。町長の素晴らしいご答弁、よろしく願いを申し上げます。

2. さわやか団地について

2点目は、さわやか団地についてでございます。

さわやか団地は、1次、2次分譲もたいへん好評で、今現在、住宅が次から次へと建設され、今、基礎を造っているところもあります。

この団地は、町長の大英断で、新聞をにぎわし大反響した団地、人も増えてきております。町内会を今のかたちでいくのか、単独でつくられるのか、これからの話でしょうが、いまだ、隣同士の交流がいまいちかなと考えております。屈足地域独特の、連帯感のある温かい団地に早くなってほしいなと思っている一人でございます。

そのためには、交流の場、話のできる場、町内会を育てる場所が必要だと私は思っております。団地を中心として、集会場の建設が急がれると思っておりますが、町長のご答弁、よろしく願いを申し上げます。

3. 14年予算編成方針について

3点目は、平成14年、予算編成方針についてでございます。

今現在、私の独断の判断でございますが、新聞報道、また、管内の多くの人々の話を聞かせてもらい、総合的に判断させていただきますと、新得町の斉藤町長は、十勝管内で一番素晴らしい、すごい町長だと私は思っております。斉藤イズムが職員にも浸透して、町民のためにと、全員で日々頑張っておられる姿は、たいへん頼もしく思っております。

今、職員の皆様がたで、14年度の予算をどのように作り上げるかと検討されておりますが、国からの補助金、社会情勢、経済の悪化で、非常に難しい予算編成になるのかなと思われまます。

ただ、その中で斉藤町長だったら、期待が膨らむ編成をしていただけるのではないかと。町内の商工業、福祉、農業、教育に対しても、不安を取り除ける編成をしていただけるものと、楽しみにしております。

14年予算編成の取り組みに当たり、町長の考え方と抱負を聞かせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。以上3点4項目について質問をさせていただきます。

[吉川幸一議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

来年は、新得小学校が100年、そしてまた、屈足南小学校が50年と、たいへん大きな節目を迎えるわけでありまして、この間、それぞれの地域の皆様がたにおかれましては、学校をいろいろな面で支えていただきまして、そうした大きな節目を迎えることができましたことに対しまして、その間のご協力、また、ご理解に対しまして、あらためて敬意を表するしだいでありまます。

今、いろいろお話しがございまして、まず、なかよし児童館の関係であります、この施設につきましては、昭和50年に建設をいたしまして、鉄骨造りで、まだ時間としては27年しか経過いたしておりません。しかし、雨漏りをしたりとか、そういう修繕の必要なものも出てきておりますので、そうした面では、新年度の予算編成の中で検討させていただきたいというふうに考えております。

このなかよし児童館の移転、新築につきましては、近年の少子化に伴う児童の減少、あるいは児童に関係する施設の整備を総合して検討しなければならない課題かなというふうに考えております。

たまたま、新得小学校が100年という大きな節目を迎えたわけではありますが、しかし、一挙に今ですね、改築の時期ではないのではないかと。そうした節目に、なんとかできるものであればしたいという思いはありますけれども、現実なかなかそれを許さないものもございまして、当分の間、これについては様子を見ていきたいと。

ただ、後ほど教育委員長のほうから答弁あるかと思いますが、「南小っ子ハウス」については、かなり前向きな答弁になるかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、さわやか団地の集会施設であります。

おかげさまで、この団地につきましては、募集と同時に売れ筋も良くて、現在、住宅の建築状況につきましては、60区画中25区画に、団地が完成あるいは着工となっているようであります、予想以上に進んでいるものと考えております。

団地が出来上がりますと集会施設というお話しになるわけではありますが、この集会施設というのは、主に町内会の新年会だとか、あるいは総会だとか、その他の会合に一部利用されると考えておりますが、しかし、既に地域に集会施設を設置しております町内会等のお話しをお伺いしますと、年間の利用回数の割には、施設の維持管理に多大な経費がかかるというふうなことから、近隣の町内会の負担も多くなっている状況と聞いているところであります。

これを考える場合には、そうした状況を踏まえてですね、これから建設いたしますそうした施設につきましては、単独の目的ではなくて、もっと地域の活性化に結びついていくような、そういう施設の在り方というものを検討していく必要があるのではないかと考えております。

例えば、その施設は、高齢者も使っていけるとか、あるいは生産性が上がるとかですね、そういう収益というものもやはり考えていく必要があるのではないかと考えております。

鉄南町内会、朝日の1町内会、誠会等の町内会が関係いたします区域でありますので、地域のかたがたが、単に集会施設だけではなくて、地域のほかのニーズも取り込んだ、そういう多目的な利用を考えて、例えば、これはイコールにはならないわけではありますが、トムラウシの山の交流館の施設、あるいはユートピア館のような施設といたしまししょうか、そういうふうなものを造ってですね、施設の維持費がその中なら十分ねん出できるというふうなものを検討していただいたほうがいいのではないかと考えております。

そうした構想がまとまった段階でですね、私どももその相談に乗ってですね、その折には、町としても十分意に沿うようなものにしていくことのほうが、将来の地域のためになるのではないかと、基本的にそのように考えております。

次に、平成14年度の予算編成であります。

国内の景気は、依然として厳しい状況が続いているわけでありまして、そうした中で、消費が低迷し、国内及び町内での予想を超える影響というものが出ているかと考えております。

一方、国と地方財政は危機的な状況が続いておりまして、平成13年度の国及び地方の長期債務残高は、666兆円になると予想されております。これは国民1人当たりで約550万円になろうかと考えております。

こうした中で、平成14年度の政府予算の概算要求段階では、地方交付税が前年度対比6.7パーセントのマイナスと発表されており、最近の情報では、交付税が若干の微増というふうな報道もあるようですが、本町におきましては、平成13年度、つまり本年度の結果を考慮いたしますと、現在のところ10パーセント近いマイナスの、3億7,000万円程度の減額になるのではないかと予想いたしております。このうちの一部については、いわゆる赤字地方債ということで、その財源の埋め合わせはいたしますけれども、交付税そのものは、ただいま申し上げたに近い数字が削減になると予想いたしております。加えまして、小泉内閣が掲げます国債30兆円枠の方針が堅持され、また、国税の50兆円が確保されませんと、さらに流動的な要素はあるものの、交付税の削減に影響を与えることも考えられるかと考えております。

いずれにいたしましても、政府予算案と地方財政計画、それに伴う地方財政対策の決定を見ながら予算を調整していかなければならないと考えているところであります。

こうした状況の中で、本町といたしましては、従来から町民の皆様がたのご理解をいただきながら取り組んでまいりました全体的な事務事業のアセスメントを、さらに進めながら、あらゆる角度から経費の節減に努力をしていかなければと考えております。そのことによって、住民ニーズに少しでもこたえ、緊急性のある事業から順次取り組んでいけるのではないかと考えているところであります。

新年度の予算編成におきましては、こうした状況を踏まえつつ、第6期総合計画を基本といたしまして、福祉の増進、産業の振興、生活環境や教育施設の整備に取り組むとともに、民間事業者を支援いたしまして、本町の振興を図っていきたいというふうに考えているところであります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

◎小笠原一水教育委員長 吉川議員のご質問にお答えいたします。

開校以来、変わらぬ町民・地域の皆様のお力添えで、明年、新得小学校が100周年、屈足南小学校が50周年を迎えられますことは、ともに大きな喜びとするところであります。

さて、屈足南小学校50周年記念に当たり、町の支援ということで、「南小っ子ハウス」の建て替えと、外トイレの移動とその建設についてお答え申し上げます。

まず、「南小っ子ハウス」につきましては、地元父兄のかたがたが自前で建てられ、冬の厳寒期に地域スケート少年団員の採暖、リンク造成整備の父兄のかたがたの、休息所として利用されております。

この間、幾多の名選手が輩出されましたことは広く皆様に知られているところであり、地域のかたがたのこれまでの献身的なご努力に深く敬意を表する所でございます。

ハウスは既に老朽化しており、冷たいすき間風が入るなど皆様のご苦勞は十分理解できるところであります。

また、グラウンド南側のトイレは、築20年を経過しておりますので、使用頻度などを考慮に入れて検討しなければならないと考えております。

いずれにしましても、ただいま新年度予算の審査中であります。厳しい財政事情下にあつて、緊急度など十分判断しながら具体化に向け要請してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 にこっと笑うようなお答えをいただいたり、、全然素っ気ないお答えをいただいたり、やっぱり一般質問で町長の答弁なんかは、難しいもんだなと。

私、「建てれ」、「造れ」の議員でございまして、交付金が少ない、金がないとか、こういうふうなご答弁をいただいても、「造れ、造れ」の議員でございまして。過去には、役場庁舎新しくしれ、それから、今、児童館のお話しでございまして、その隣の図書館も、今の時代には合っていないと、もうちょっと広くされたらどうだと。今回は、この児童館について新しくしたらどうだとかご質問をさせていただいた。

このように、予算がない、造れというのは、新得町において、私は抵抗勢力の一人なのかなと。今、議会ではやりの言葉で言いますと、私はやっぱり抵抗勢力の一人なのかなと、そのように思っておりますが、さきほども、一般質問の冒頭の中で、町長に対する思いは伝えたくもりでございます。

これは児童館でございまして。私、昭和50年、築27年。それから、さきほど、宗像さんのご質問の中で、利用頻度、平均32名と。私、現在登録されているのが26名で、私、見に行ったりなんかしたときは、50名ぐらいの子どもさんがいらっしゃったときもあります。

児童館、なんで私は建てれと、このように主張するかっていいますと、昭和50年に建設をするときは、小学校3年生までの子どもたちを対象にされた児童館なんですよ。今、子どもの人数は減少されている。子どもの人数ではないんです。この児童館を、いかに今の子どもたちが利用している人数か。トータルの子ども的人数でいったら、確かに減少している。でも、当時の児童館の利用と、今の利用数は、今のほうが高学年を交えた利用数でございましてから、利用人数は、私は多いと。

それから、当時の3年生の建物と、今の建物で、一番何が不便か。天井が低い、床がコンクリ。これは、さきほど言われておりましたけれども、ゲームですとか、卓球ですとか、本を読む。本を読むことはできます。座ってゲームをすることはできます。立って遊ぶものは、私は今の児童館では何一つできないと。

それから、児童館の在り方としては、やっぱり、あそこの建物に50人も入ったら、悪い言葉になりますが、あの狭い建物の中に、芋を洗うような感じで、子どもがちょっと立って歩いたらぶつかる。私はそのような状態だと思います。

50年前の教育で、思いを建てた児童館は、やっぱり、50年から何年先を読んで建てたかというのが問題だと、私は思っているんです。今の築27年で、今の社会情勢と、親が児童館に対する思いというのはですね、あの建物では、私は達成できないと。だから、私はもうちょっといいご答弁がいただけるかなと思ったら、なんか短く児童の減少だとか、築27年、確かにコンクリで造ったら40年は持たせるのかもしれないけれど

も、今のあの児童館は、今の現状の子どもたちには絶対に合っていない。新しくまず造り上げて、それから今後の児童館をどういうふうな運営にするか。これにはね、やっぱり、建物を町長も建てたいと思ったって、あそこの建物はまだ27年しかたっていないから、建てれないんじゃないかなと、そのようなお気持ちだから、冠を付けて、いかなものですかと私はしゃべったつもりであります。

今の児童館は、やっぱり小学校6年生も中に入って50人いる。また、これからの児童館の利用数は、私の想像では、町内で働けるところがなくなったら、親たちは、子どもを預けていく。だから、月曜日から金曜日までは、まだまだ私はあの児童館を利用する子どもたちが、「かぎっ子」の時代でございますから、増えてくる。

昔は、兄弟がたくさんおりましたから、自分の家で遊べた。今は、児童館で、縦の先輩、後輩、それからお友達をつくる時代ではないかなと。児童数は減少しても、児童館の利用は、私は増えるんじゃないかなと予測をしますけれども、町長のご答弁をお願いしたいと思います。

さすがやっぱり教育委員長、屈足ですね、「南小っ子ハウス」とトイレはご答弁どおり受け取らせていただいて、期待をしておりますので、ひとつ予算のほうよろしく願いをいたします。

また、さわやか団地の集会場でございます。さわやか団地の集会場、さきほど町長がトムラウシですとか、ユートピア館ですとか、複合的に4町内会、3町内会ですか。3町内会の名前を挙げて、どういうふうなかたちにするか、各町内会で相談して、まとめて、また話を持ってきたら検討しないでもないよというご答弁だったと思いますけれども。それじゃ、そのまとめるのを町内会にポンとボールを投げられたのか、それとも、行政がですね、その3町内会を集めて、「吉川の質問でこういうのが出たから、町としては造ってあげるから、あなたがたで意見をまとめなさい」という、集会場の建設のですね、委員会を各町内から選抜して検討をさせていただけるのか、そのどちらなのかなと。

さきほどのご答弁だったら、造っていただけそうだなと思うんですけれども、その音頭をとっていただくのが、隣にいる藤井議員と、うちの町内会長と、誠会の会長あたりが集まってですね、こういうふうになっていうふうな案を提案するのか、行政の人が来ていただいて、また、私どもがお伺いしてですね、こういうふうな感じでっていう、予算もありますし、いろいろなものがあると思います。

まとめ上げるのに、どのような手順が必要なのかなと。それらをどのように町がやっていただけるのかなと。甘えてばかりいてはだめだと思いますけれども、ひとつ答弁をしていただきたいと思います。

14年度の予算はですね、非常に厳しいかなと、そのように私は質問させていただき、町長はその苦しい中でも、いろいろな分野にわたって頑張るって言っていただいたので、これはこれで質問をしないので、予算編成、3月に見せていただいたときは、楽しみにしておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 まず1点目の児童館の件であります。

確かに、吉川議員、今ご指摘のあったように、児童館の造りなり、状況というのは、私も十分だとは考えておりません。

しかし、あそこの場所になぜ児童館を造ったかと、当時のことを考えてみますと、一

つはやはり図書館との連動ということで、図書館の利用も上げようということで、あの場所に、非常に狭い場所でありましたけれども、設置をしたという経過があると思いますし、それからもう一つは、やっぱり老人会館がございまして、そういう世代間の交流を進めると、こういうふうな目的もあってあの場所に建設されたと考えております。

当時は、低学年の利用だけでありましたけれども、児童の減少とともに、低学年だけの利用では、利用度もあまり上がらないということも含めて、それを拡大して利用させているというのが今の実態だと考えております。

いずれにいたしましても、今、当面の問題というよりも、やはり将来的な課題として、その児童館の在り方をどうするかということは、今後の課題になってくると考えております。

私ども、全体的に総合計画なり、あるいは財政の管理計画と、中・長期的な見通しのもとに、どの年次にどういう事業を取り込んでいくかというものを検討しながら進めているわけでありまして、そうした財政管理をすることによって、ある程度財政状況の確保ということが可能になってくると考えております。

そうしたことから、将来的な児童館の在り方というものを、どういうふうに位置づけていくかというものを、今後の検討課題にしていきたいというふうに思っております。

それから、集会施設に関連してのお話でありますけれども、私は、特定の何町内会かの集会施設というイメージではなくて、もっと大きな、地域のいろいろなニーズが、さきほど屈足は屈足でまた児童館の問題もあるでしょうし、あるいはそれ以外の高齢化社会におけるですね、そうした人たちと地域の人たちとのかわりというものをどうしていくかとか、いろいろな課題が私は存在していると考えております。そうしたものをトータルとして複合的な施設にして、その地域の集会施設としても使えるんだと。そして、そこでは、できればなにか収益も上がってですね、これは年間維持するとなると、それなりのお金がかかるわけでありまして、そうしたものがそうした利用料といひましようか、そういうふうな中から、あるいはどういう中身になるかによっても結果は変わるわけですが、そういうふうなものから、なにかねん出できるような、そういう広い意味でせつかく施設を考えた場合に、単純にこの地域だけの会館だぞということではなくて、もっと地域全体が活用できて、いわゆるさわやか団地も含めた地域の人たちも使えると、なにかそんなようなイメージで考えていく必要があるのではないかと。その際の手順、その他については私どももまだそこまで具体的に詰めた話ではありませんから、今後とも、より良いですね、その話を具現化するための検討をしていってはどうかと。

ただ、さわやか団地が最終的に出来上がりますまでには、まだ若干時間もあると考えておりますから、そういうふうな今後の建築の状況というものもにらみながら、そしてまた、地域全体としてどうあるべきかというものを、大局的な立場で検討してもらってはいいのではないかと、そのように考えております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 児童館でございますが、私も今すぐ児童館を来年度予算でうんぬんということではなく、ハードの面と、ソフトの面と、いろいろなものがこれからの児童館には必要かなと。そこら辺も検討していただいでですね、建設に前向きになっていただきたいと。私の意見も十分に採り入れていただきたいと、そのように思っております。

また、さわやか団地の集会場はですね、私、最低でも寿会館ですとか、福祉会館です

か、若草団地やなんかの会館なんか見てまして、それから、ほかの会館、寿会館等を見たら、年にやっぱり町内会として利用するのは10回くらいかなと。四つの町内会、五つの町内会でしたら、会館利用ただ単純に会館利用となったら、四、五十回は、町内会の数にもよりますけれども利用はあるのかなと。

私はこの集会場というのは、100戸以上のかたを対象にして、ここでというふうな感じで、全部合わせたらですね、100戸にはなると思うんですよ。

ですから、町長が言われたような収益性のある会館と、ただ単純に寿会館のような補助をもらって、町内会の集会場にさせていただけるという考え方も、数多くの町内会が経費を分担して持てば、いくらにもならないんじゃないかなって私は思っております。

さきほど言われたように、まだ建設途中でございまして、戸数もそんなにそろっておりませんから、ひとつ検討していただいて、14年とは言いませぬけれども、15年の予算の中には盛り込んでいただけるようなお考えを入れまして、ご答弁いりませぬ。もう終わらせていただきます。

◎湯浅亮議長　ここで暫時休憩をさせていただきます。

(宣告　12時08分)

◎湯浅亮議長　休憩を解き再開いたします。

(宣告　13時00分)

◎湯浅亮議長　7番、菊地議員。

[菊地康雄議員　登壇]

◎菊地康雄議員

1. 新学習指導要領実施に向けた学校の対応について

本日の最後の質問になりましたけれども、学校の新しい教育の方針について質問をさせていただきたいと思っております。

さきほども何回も質問に出ておりましたように、現在の社会状況は服よう感が漂い、たいへん厳しいものとなっております。

このような状況の中では、社会は厳しい競争に打ち勝つ強い人材の育成を求めているものと思っております。また、そういう中で、さきほども説明を受けました新聞報道された子どもたちの行動を、まことに残念に思っているところでもあります。

よく言われることですがけれども、さまざまな目は、生まれたときから連綿と続くつけや教育の行き着く結果の一部ではないかと思っております。

このような中で、小、中学校の義務教育は、家庭環境とともに、人間教育の最もたいせつな基本の部分であるということになると思っております。

80年代の半ばから、臨教審の答申を受け、旧文部省では、受検過熱への反省を込め、それまでの詰め込み型から、ゆとり重視に考え方を転換し、3年間の移行期間の中で、隔週5日制、総合的学習の試行が行われてきております。

その移行期最後の年度となる来年度から、いよいよ学校週5日制の完全実施、授業時間と教科内容の3割削減の、いわゆる新学習指導要領が全国の小、中学校で実施されるわけです。

また、教科の枠を超え、内容が各学校の判断に任された総合学習が正式に導入されることにもなります。集団生活の中で、子どもたち同士が伸ばし合うことを中心とした学

校教育にとって、今までの指導の範囲を超えた構造的な改革ともいえると思います。

そういう中で、教育現場では、急ピッチでカリキュラムの見直しなどの作業が進められていることと思いますが、残すところ、あと3か月余りの短い時間の中で、新得町の各学校の新年度に向けたカリキュラムの改編作業の進ちょく状況は、どこまで進んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

[菊地康雄議員 降壇]

◎湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

◎小笠原一水教育委員長 菊地議員のご質問にお答えいたします。

平成14年4月の小中学校完全週5日制、新学習指導要領の本格実施まで4か月弱となり、各学校では1月末を目標に新教育課程の編成、教育計画の準備作業中であります。

教育委員会といたしましては、学習指導要領の趣旨に沿い、目の前の子どもたちを真正面に見据え、自校の理念や特色を展開していく好機として積極的にとらえ、学校づくりを進めてほしいと考えています。

また、本町における指導主事の2次訪問は、昨日、屈足中学校を最後に、すべての小、中学校で終了したところですが、どの学校でもこのことが話し合いの主なテーマとされており、具体的な実施を想定し試行を始めた学校も見受けられました。

2次訪問は、管内的に60パーセント台の実施状況であることから考えますと、本町の場合、指導主事を積極的に活用するなど、各学校が新教育課程の編成や教育計画の策定に大いに役立てられていると判断しています。

さらに、児童生徒の学習に対する評価は、集団内の比較による現在の相対評価から、学習指導要領に示す目標への到達度を子どもごとに評価する絶対評価が導入されますので、併行してこの評価基準の改定を取り組んでいるところでございます。

今後も、必要に応じて指導主事や学校教育主幹の指導助言や資料提供などを行い、内容の充実に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 一番心配しておりますこの進ちょく状況ですけれども、管内、ほかの町村に比べても、その取り組みは最も進んでいるほうだという答弁でしたので、ひとまず安心をしているところであります。

その中で、新しい指導要領、たいへん抽象的な判断ですので、読んでも具体的なものがなかなか分かりづらいわけですけれども、一言で言うと、児童・生徒の生きる力をはぐくむという表現の仕方です。これがこの厳しい競争の時代の中で、うまく荒波を乗りきっていける人材を養成していけるものなのか、心配するところでもありますけれども、特に、試行期間の中から各学校で取り組んでおられる、この総合的学習ですね。この試行の段階の中で、成果というものがどのように出てきているのか。それを教育委員会としてどのようにとられておられるのか。

それから、特に小学校から中学校に上がるときにはですね、小学校は各地域にあるわけですけれども、中学校は新得一つ、屈足一つということで、それぞれの学校で行われてきたものを受けて上に上がっていくわけですけれども、特にこの総合学習の取り組み方についてですね、小学校から中学校に上がるまでの間に、ある程度、町を挙げて一本化された方針というのが、ひとつ必要なのではないかなと思うわけです。

各学校ばらばらで取り組まれていることが、うまく中学校にあって、その総合学習の中で、小学校からの積み重ねが結実していくように、どのように考えておられるのか、ぜひ伺いたいと思います。

それから、一番心配するところでして、その考え方の違いによってはですね、学力偏重主義になるのではないかという批判も受ける、もろ刃のやいば的なところもありますけれども、特に先進諸外国と比べて、今、日本の子どもたちの学力の低下というものがたいへん問題になっているところだと思います。

その中で、文部科学省は新指導要領について、子どもが身に付けるべき最低限の基準ということで、今までの指導要領にはない新しい見解を出しているところが気になることです。要するに、最低限ということですので、さきほど答弁にもありましたように、相対評価から絶対評価になると。その絶対評価の中で、一番気になっているのが、子どもたちの学習の到達度をどのように各学校では把握していくことになるんだろうかということで心配していたわけですが、その相対評価から絶対評価になるということは、すべての子どもたちに各教科オール5をとらせることが目標になるということが一人ひとりの学習の到達度を示すものになるのかなということ、今、聞いていて判断したわけですが、この最低限の基準ということがはっきりと打ち出されたということですね、落ちこぼれをなくすということになりますね。落ちこぼれが出ないようにするのにどうするか、その指導方法をひとつどうするか。

それからもう一つ、最低限の基準と、そして、伸びる子どもには意欲に応じた教育ができるということで、その最低基準をクリアして、より努力の意欲がある子どもたちに対しては、学校として、そのカリキュラムの中で、どのようにその意欲にこたえていくことになるのであろうかというところがですね、いまひとつ具体的に見えないわけですが、教育委員会として、どのようにとらえておられるのかお伺いしたいと思います。

それから、最低の基準をクリアをするとはいいてもですね、結果的には、もう一つ気になるところは、今回ですね、ゆとり重視ということがよく言われておりました、そのゆとりの中で総合学習的なものを学校外の部分でどのように生かすかということにもなると思うんですが、本来すべての子どもたちに、基礎や基本を徹底して身に付けさせるということが一つですね、今も申し上げましたけれども。そして、一人ひとりの可能性を伸ばすために、そのゆとりを活用すべきであるということで、個性の教育ということも新しく打ち出されているわけですが、それが総合学習の中でどのように生かされるかというのが大きな問題になると思います。

しかし、この移行期間中に、この「ゆとり」という言葉が一人歩きをしているような気がしましてですね、現実には詰め込み批判から、単に学習量を削減するためのゆとりと。さきほどの質問にもありました、例えば土、日の休みの時にはですね、家庭にこもってゲームをやり続けるとか、テレビを見続けるとか、そのための対策ということが、一部では問題になっておりますけれども、そういう学習量を削減するためだけのものと短絡視されて、早い話が勉強しなくてもいいという風潮も出てきているのが現状の状態だと思います。

要するに、そういう錯覚に陥るがゆえにですね、最近特に学校のクラスの相関図を見ると、今まではですね、真ん中が一番高くなる相関図というのが当たり前の相関図と言われていたんですが、今はですね、どのクラスを見ても山が二つなんですね。下

のほうの山と上のほうの山と。だから、意欲のある子どもはより努力をする。意欲のない子どもは全く努力をしないということで、その対策にどの先生も頭を悩めておられるのではないかと思いますけれども、新しい指導要領の中で、最低限の基準だとかということで、下の山をできるだけ上のほうの山に一致させていかなければならないというのが、新しい指導要領の求めているところでもあるし、各地域の学校ではそれにこたえていくためのカリキュラムづくりをしていかなければならないということだと思っておりますけれども、果たして現状の先生が増えるわけでもないでしょうし、その現状の中でそれが可能であるのかどうなのか、教育委員会としてどのようにとらえておられるのか、質問したいと思っております。

◎湯浅亮議長 阿部教育長。

◎阿部靖博教育長 お答えを申し上げます。

何点かにわたっていたわけでありましてけれども、まず初めに、総合的な学習の時間の試行の関係でございますけれども、ご承知のとおり、本格的には昨年から今年にかけて各学校が具体的に取り組んできているところでございます。町の財政的な援助もしながらですね、それぞれ子どもの興味・関心のあるもの、また、学校として育てていきたい力を求めて始まったところでございます。

今年の状況については、中間期ということでございますので、それでもそれぞれの学校におきまして子どもたちが他の子どもたちに、中間的な発表をする機会なんかも学習発表会だとか、あるいは学芸会等の中でもされているようでございまして、いよいよ3学期に入って最終的なまとめというようなことになるのかなというふうに思っています。

時間的にも、それぞれ70時間から100時間、あるいは遅れたところでも、来年は本格実施に向けて全学年でやれるというようなことでの組織、態勢づくりに至っているところでございまして、今のところは本格実施になりましても、ある意味では試行錯誤しながら、子どもたちの興味関心を探りながら進めていくという部分もあるのかなというふうに思っておりますけれども、学校のほうではそれぞれ子どもを主体的に地域の中で地域を理解し、そして自分たちの知恵として、それが生きるといようなことで、教科からの学習の発展をある意味では応用するというんでしょうか、そういうようなかたちで取り組んでいただいているところでありまして、現在のところはそれぞれ当初の目的がですね、課題もあるようでございますけれども、それなりにいい方向に向かっていくというふうに私たちも押さえているところであります。来年の中で、さらに課題をより解決できるように進めていくといような動きになっていくのかなというふうに思っているところであります。

それから、学力低下の問題ですけれども、このことにつきましては、議員さんが指摘をされるとおり、広く社会的にも声が上がっているといようなところでございまして、今の学習量の問題も指摘をされたわけでありまして、3割削減といようなことがよく話されておりますけれども、全体的な、小学1年生から高校1年生までの中で見ますと、1年生の段階でいきますと、その分が2年の段階で取得をするといようなずれも出てきておりますけれども、高校1年生の段階で見ますと、10パーセント、1割程度の減かなといようなことも一方では言われているわけでありまして、念を入れてやっていこうとい基礎基本を大事にした取り組みといようなことが言えるのかなというふうに思っています。より精選されました基礎基本をですね、しっかり守ると。

単に抽象的にもぐもぐというようなことでなくて、総合的、あるいは選択教科など、それぞれの授業を通して実地に学んで体験的に学ぶと。そういうようなことで応用問題にも対応できるようなかたちになるのではないかというふうに考えております。ある意味では、今の状況があまりにも覚えなければならない項目が多いというようなことでございまして、十分理解ができないと。そのうちに先に進んでしまうというような傾向にあるのではないかという思いもしております。

また、この学力低下の分につきましては、国のほうでもたいへん心配をしている部分でございまして、全国的な、定期的に学力検査をやるというようなことだとか、あるいは先生がたに対する資料等も配布をしていきたいというようなことも含めまして、そういう学力が落ちているということが分かれば、指導要領の見直しについても柔軟に考えていくべきだというような指摘もされているところでございます。

この学力低下の原因というのは、いろいろなことがあるんだろうなというふうに思っておりますけれども、子どもの立場でいきますと、意欲の問題、あるいは家庭での学習時間の問題、それから各教科での時間的なものというようなことも関連しているのかなと。また、一方では、先生がたの指導面での課題というようなこともあるのではないかというふうに思っておりますけれども、今の新しい指導要領の中では、基礎基本、また、今の基準は最低基準というようなおさえ方の認識のもとに進めていくということでありますので、そういった面では、これからそれぞれの工夫が入ってくるのかなというふうに思っているところであります。

それから、ゆとりというお話しでございましたけれども、今回の考え方というのはですね、指摘がありましたとおり、今まではどちらかといいますと量的な学力ということが言われたのかなというふうに思っています。今度は、それを質的に見る学力ということで、学力観の転換というようなことが言われているところでございます。そういった意味で、いろいろ内容的な精選、あるいは基準の明確化というようなこと、それから評価の仕方の転換というようなことが新たに加わったことでないかというふうに認識をしているところでございます。

したがいまして、これからはそういった部分、ゆとりが緩みにならないようにというようにご指摘ではないかなというふうに思っておりますけれども、そういった面をできるだけ学校のほうでも十分配慮した対応になっていくのではないかなというふうに思っております。

具体的にですね、今の態勢でそういった遅れた場合といいますか、補助的な学習、さらにまた、その基準よりもっと教えるといいますか、そういう発展的な学習に対応する、どうするんだというお話しでございまして、この分につきましては、私ども、できるだけ制度的なものは使っていきたいなと。具体的にいきますと、T Tの加配の問題だとか、少人数学級の指導等で、必要にあればそういったものを要請をしていくというようなことで、体制的な整備もしてまいりたいというふうに考えております。

なかなか国の基準、あるいは道の考え方というのものもあるわけでありまして、難しいところもあるわけですが、そういった努力をしてまいりたいというふうに思っています。国のほうでは一つの方法として、教科担任制ということも言われているわけでありまして、新得小学校あたりでは、既にこういった取り組みも進んでおりますし、現に少人数指導というようなことで、T Tのかたちでの加配も今年もいただいているというところでございます。

基礎基本を定着させる工夫というのは、いろいろあるかなというふうに思っておりますけれども、一つには、内容の取り扱い面ということで考えてみますと、学校が今度はかなり裁量権を持ってできるようになりました。というのは時間のやりくり、日課表についてもですね、それぞれの学校で工夫ができると。もう既に始まっているところもあるわけでありましてけれども、例えば、読み書き、計算というんでしょうか、こういった部分は15分毎日取っていくというようなことにしたり、あるいは授業の時間の抑えについても、小学校が40分、中学校が50分になっているわけでありましてけれども、二つないで、もう少し中身の濃いものは、そういう使い方をしていくとか、いろいろそういった工夫もできます。また、繰り返し進めていくというようなことも、そういったことを通してできるのかなというふうに思っていますし、教科間での関連性といいますか、あるいは二つの教科を一緒にしたようなかたちでの指導の在り方というようなことも可能だなというふうに思っています。そのほかのご指摘のありました総合学習についても、もちろん自由な取り組みができるというようなことでございます。

また、指導方法の、あるいは態勢の部分におきましては、習熟度別に応じた指導というようなことはさきほどお知らせをしたとおり、ティームティーチングだとか、時間割の工夫というようなこともすればですね、いろいろと学校としての工夫もできるというふうに思っています。

また、小学校ではないわけでありましてけれども、中学校からは選択教科が入ってまいりますので、この中でさきほどお話しをしました補充的な学習、あるいは発展的な学習、課題に応じた学習というようなことが可能になるのかなというふうに思っています。特に、発展的な学習の対応につきましては、これまでそういう経験が先生がたもございませんので、国のほうでもいろいろ研究校をもちまして、そういった中での実践をですね、資料として配っていくというような動きも聞いているところであります。

そのほか、教科の特性を生かした編成ということで、時間割等の工夫もそれぞれまだ学校のほうでもできる部分ですし、評価についてもさきほど申し上げましたとおり、やはり丁寧に子どもたちを見ていくということが何より大事ではないかなと。そういった中で、日常的にですね、落ちこぼれといいますか、そういった基礎基本の定着度を見ていくということが大事だろうというふうに思っております。

また、もう一つには、家庭学習の活用といいますか、やはり今たいへん学習時間というのは子どもたち、家庭では少なくなってきました。本町のいろいろな統計の中でもですね、大半が30分、1時間以内というような状況でありまして、また、学校のほうでも夏期、あるいは冬にそういった課題が出ていないということも一任しているのかなというふうに思っていますけれども、そういった中での活用というようなことで、学習活動を地域でできるもの、あるいは図書館を活用してとかというようなこともその中には含まれてくるのかなというふうに思っていますけれども、そんなかたちで、いろいろ具体的に検討をされているというのが実態でございまして、全体的には1月に、それぞれの学校の実態を持ち寄りながら、また付け合わせをして、情報交流をしてですね、より内容の濃いものにまとめていきたいというような考え方でいるところでございます。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 教育委員会としても事細かに対応しようとしているという姿勢はよく理解できたつもりでございます。特に今教育長の答弁の中にも出てきましたように、ティームティーチング、それから少人数制の導入ということで、これも予算のかかることでも

ありますし、チームティーチングになるとだれでも補佐ができるというものでもなく、やはり教職の免許を持った人でなければならないという限界もありますので、どの程度のが希望できるのか分かりませんが、ぜひ、その前向きな取り組みに対しては期待をしていきたいと思っております。

そういう期待の中でですね、今まで少しずつ耳に入ってきていることで気になる部分もいくつかあります。

例えば、昨日でしたか、新聞にも出ていました多動性の、障害といえるのかいえないのか、落ち着きのない子どもはみんなそれに当たるのかもかもしれませんけれども、クラスの中には必ず1人はいて、落ち着いたクラスの授業雰囲気乱すという部分もありますので、その対策ですよね、特に。チームティーチングということですのですべてのクラスに補助教員というのが入り込むことができるようになれば、また別個に面倒を見ることもできるのでしょうけれども、みんな一緒にという親の強い希望もあるでしょうし、限られた予算の中ではあるにしても、ぜひ前向きな取り組みということに期待をしていきたいと思っております。

それから、さきほど質問して答えが出なかった部分にですね、総合学習に対して、町として各学校に統一された方針というのがないかということで、それが必要じゃないかという話をしたんですけれども、その答弁を今一度いただきたいと思っております。

それから、特にこの二極分化対策ということで、補助教員が必ず付けばいいんですけれども、もし予算の都合で付かないクラスもできるでしょうし、それに対する対策としてなにかいい案はないかなと思っておりますけれども、いろいろな先進地の事例なんかを見ますと、例えば教育委員会から出向して、教職の免許を持っていなくても、教育指導要領に触れない範囲で支援をするということに取り組んでいるところもあるというように聞いております。

さきほど吉川議員や宗像議員からも質問出ておりましたけれども、学校が終わってからの児童保育ですね。その対策として、施設も古いし、新しいところで伸び伸びと保育ができたらいいいんじゃないかというお話がありましたので、それに水を差すつもりは全くないですけれども、特に学校の中で最低基準をクリアをしていかなければならないという新しい見解が出たということで、やはり、それぞれの地方地方の学校では、それに取り組むをしていかなきゃなんと思うんですね。その時に、別な施設というよりも、学校の中が今の児童館的なものというんでしょうか、学校の中、これから児童数も少なくなるわけですし、当然空き教室、それから例えば保育所等で余った保母さんも出てくると思います、今後。そういう人たちがですね、子どもたちの授業が終わったあとの補助というんでしょうか、課外学習というんでしょうか。今までは塾にお世話になっていれば、意欲のある子どもの対策はよかったという点はあったかもしれませんけれども、今後は、それだけではやはり足りない気がするわけですね。学校の中で、あるいは一つの町の中で当然最低基準だけは満たすだけのものをしていかなければならないとすると、学校の放課後に、最低の学校の教育の中で満たされなかった部分の基準を満たす、なんらかの努力が必要になってくるのではないかなという気がするんですけれども、その対策として、なにか今後のお考えがないかどうかお聞きしたいと思います。

それからですね、英語教育なんかも新しい指導要領の中では、小学校に取り組んでいてもいいよというような表現の仕方もされております。せっかくA Eの先生がおいでになっているわけですし、より積極的にそれに取り組むだけの余裕が小学校のカリキュ

ラムの中にあるかどうかということもお聞きしたいと思います。

それから、小学校にパソコンが夏に整備されまして、今みんな喜んで使っているのではないかと思いますけれども、最近ちらちらと耳にするのは、インターネットにつながっぱなしになると、当然その経費がどんどんかさんでいくわけですね。その対策に頭を痛めているという話も聞きます。

ただ、子どもたちは授業の中で、それぞれのクラスの子どもたちが使うときにですね、最近のサーバーはスピードも速いですし、同時にアクセスしても十分それにこたえるだけの性能は持っていると思っっているんですけども、ただ、それに接続を制限してしまうと、使いたいときに使えないというのが実態として出てくるはずですね。その時に、最近宣伝いろいろ今されておりまして、家庭にも入り込んでいると思うんですけども、つながっぱなしの回線というのがありますよね。一定金額を払うとつながっぱなしになって、いつでもアクセスができると。本当にインターネットを使った教育というのは、子どもたちは自由に自分で引き出すことができるし、それそのものが百科事典以上の、リアルタイムなものが情報として取り入れることができるわけですので、ぜひ、新しい指導要領の中でですね、たぶん総合学習の中でも、パソコンを使う機会というのが相当増えてくると思うんですけども、そのときに、機械として制限されるものではなくて、いつでもそれを使えるという状況に、教育委員会としても機械の状況をおいてほしいというのが願いなんですけれども、それについてはどのようにこたえていけるでしょうか。よろしくお聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 阿部教育長。

◎阿部靖博教育長 お答えを申し上げます。まず、ADHA等の対応でございますけれども、なかなか難しい問題かなというふうに思っています。特に、最近はそのような傾向の子どもさんが多いというようなお話しも伺っているところでありまして、学校の状況等もお聞きをしながら対応しているわけでありまして、できるだけ全体的にそういったお互いが迷惑になるといったら変ですけども、そういうふうにならない対応が必要なんだろうなというふうに考えておりまして、この分についてもだんだん加配の一分野としてですね、対応されるようなことになっていきそうでございますので、そういったことの中でもですね、学校の希望等も聞きながら対応するというふうに考えていきたいと思っております。

ただ、単独でできるかということになると、なかなか難しいかなというふうに思っますけれども、幸い2学級の場合ですと、四十数人がいまして20人前後ということだとたいへん学級としては余裕があるわけですけども、1学級になったときというのは、約40人近くというようなことも出てまいりますので、そういった場合の対応というのが、これからちょっと大きな課題なのかなというふうにおさえているところであります。

それから、総合学習に絡んで、町としての一本の考え方が必要でないかというお話しでございましたけれども、ある意味ではそれがあつたほうがいいのかもかもしれませんけれども、やはり、それぞれの学校の特色と申しますか、教育活動としておさえた場合については、学校に指導性を持たせたかたちが適当ではないのかなというふうに思っています。ただ、財源的なものだとか、支援の在り方と申しますか、そういった部分で、一定程度ルーレ的なものも出てくるのかなというふうに思っますけれども、基本的には、それぞれの学校が、自由に子どもたちとのかかわりの中で体験をしたり、あるいは生きる力を知恵とするとい申しますか、そんなかたちになることが望ましいんじゃないかなと

いうふうに考えております。

それから、次が学力の二分化の関係でございますが、これについてはですね、やはり最近こういった傾向があるというふうに聞いているところでありまして、そのために、特にこの主要教科であります算数、数学等、あるいは英語というようなことで、こういった手立てが必要だというようなことで、本町の場合も新得中学校に数学でそういうような配置をしたりしているところでございますけれども、これからも大きな課題かなというふうに思っていますが、できるだけ資格者以外でというようなお話しでございましたけれども、できる人がですね、ボランティアといいますか、そんなかたちでいろいろな学校のこれから新しい教育活動の中にかかわっていただけるようなことができれば、たいへんこれは望ましいことだなというふうに思っています。ただ、今、一学校でアンケートをした内容で、そういったお父さん、お母さんがたの協力について回答を求めたアンケートがあるわけですが、なかなか協力をいただけないというような状況も、ちょっとそのアンケートの中ではありましたので、できるだけ私も、そういったかたちで地域の人が学校に入ってきて、協力いただくということは、たいへん望ましいことだというふうに考えております。

それから、空き教室等の児童館的な活用との関係ですけれども、先進的というんでしょうか、そういう事例も実際に聞いてますし、紹介もされているなというふうに思っているところでありまして、どうかたちが本町の場合適当なのかというの、いろいろ研究をしていく必要があるのかなというふうに思っています。いろいろ学校として必要な教室をまず確保したうえで、どこにどのようなものが地域との関係で利用できるものができてくるのかというようなこともですね、その中では一定の判断をしながら対応が必要でしょうし、需要的にどのような子どもたちの、あるいはお母さん、お父さんがたの希望があるのかというようなことも、把握をする必要があるかというふうに思っておりますので、これからの課題というようなことで、おさえてまいりたいというふうに思っております。

それから、英語教育の関係でございますけれども、今日的な課題ということで、積極的な取り組みというようなことが起こってくるんだろうなというふうに考えています。ただ、現在の段階で、学校からそういうかたちで時間を定期的にとって進めてみたいというようなところまでは、現在のところいっておりません。私どものほうのAETにつきましても、いろいろ勤務のやりくりをして、小学校のほうにも極力出ていただくようなシフト制をしましたので、今年からは、本当に学校での活用も増えてきているというふうに思っております。いろいろなこれからの学校の動き等もあるわけですが、幸い、町内にはクラブメッドもありますので、こういった地域のそういう人的な資産もですね、できれば活用するなど、いろいろちょっと工夫をした中でもそういう対応ができないかというようなことも、また学校のほうといろいろ協議をしてみたいというふうに思っております。

インターネットの関係でございますけれども、実は、たいへん時間超過といいますか、経費的に予想しない額にまでなっているというようなことがございまして、今、ちょっと原因が分からないというようなことで、調べている部分もあります。というのは、夜中にですね、作動しているような状況がちょっと分かったというようなことで、いろいろその調査を今しているところでございます。

ただ、お話しの中にありましたとおりですね、やはり将来的にはいろいろな活用が考

えられますので、私どもとしても、できるだけ経費のかからない方法を選択するという
ことで内部的にも検討しておりまして、そういった方向にできるのなら切り替えていく
というふうな考え方も持っているところでございます。

また、一方では、校内的にはですね、大人の情報ということなものですから、なかな
か子どもさんがそれを使っていくというのは、現実の問題として難しいところもありま
すし、無駄なところも逆にあるというようなことで、そういった使い方と申しますか、
学習での生かし方なんかについても、これからもう少し具体的な指導をしたり、学校の
中でのルールみたいなものを作りながら、していく必要があるのかなというふうに思っ
ています。

おかげをもちまして、全校が校内ランというような方向に今なってますので、どこか
らでも使えるというようなこともありますので、より効率的に、しかもお金のかから
ない方法を選択していかなければならないというふうに思っておりますので、これかも
そういう方法があればですね、選択肢として選んでいきたいというふうに考えておりま
す。以上です。

◎湯浅亮議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

日程第2 陳情第1号 季節労働者の生活を守るため、道に特別な対策を求め
る要望意見書の提出を求める陳情書

◎湯浅亮議長 日程第2、陳情第1号、季節労働者の生活を守るため、道に特別な対策
を求める要望意見書の提出を求める陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたし
ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから陳情第1号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決い
たします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手なし]

◎湯浅亮議長 挙手なしであります

よって、本件は原案のとおり決することに、否決されました。

日程第3 陳情第3号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融
アセスメント法」の制定を求める意見書の決議を要望する陳情書

◎湯浅亮議長 日程第3、陳情第3号、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書の決議を要望する陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから陳情第3号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおり決することに決しました。

日程第4 陳情第4号 「健保本人3割負担、高齢者2割負担の患者負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

◎湯浅亮議長 日程第4、陳情第4号、「健保本人3割負担、高齢者2割負担の患者負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の継続審査の申し出報告についてを議題といたします。

本件については、別紙のとおり文教福祉常任委員長から委員会において審査中の事件に付き、会議規則第75条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件について、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査にすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決しました。

◎湯浅亮議長 ここで暫時休憩をさせていただきます。資料の配布を願います。

(宣告 13時50分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

議事日程の追加

◎湯浅亮議長 日程に追加がございます。

議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、別紙お手もとに配布したとおりであり、意見案第10号、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました、意見案第10号、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 日程第5 意見案第10号 中小企業の当面する金融上の困難を
解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める
意見書

◎湯浅亮議長 日程第5、意見案第10号、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。菊地議員。

[菊地康雄議員 登壇]

◎菊地康雄議員 意見案第10号、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書の提案理由についてご説明いたします。

提案理由については、意見書の朗読をもって、説明にかえさせていただきたいと思えます。

次ページをお開きください。

中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書。

政府が進めようとしている「不良債権の最終処理」によって、連鎖倒産や失業者の激増などが予想され、地域経済や中小企業経営への深刻な影響が危ぐされている。

また、中小企業の実態に合わない金融庁「金融検査マニュアル」の一律適用と、預金者の不安から特定金融機関に預金を集中させるペイオフ解禁によって、地域金融機関の資金不足と中小企業への融資抑制を生ずる懸念が高まっている。

よって、政府においては、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

1、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、地域経済を活性化させる対策として
(1) ペイオフ解禁の再延長又は実効猶予の措置をとること。

(2) 不良債権の最終処理にあたっては、中小企業と地域経済への影響を最小限とする方策を講じること。

(3) 金融庁は、地域と中小企業の実態にあった別の基準をもとに「金融検査マニュアル」を作成し、中小企業に適用すること。

2、金融問題を抜本的に解決するために、「地域と中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を公的に評価し、情報を開示することにより、地域と中小企業との共存共栄を図る金融機関を支援し育てる」「物的担保優先や連帯保証による割合を減らし、中小企業の潜在能力や事業性を重視する融資を拡大する」「貸し手と借り手の公正な取引関係を確立する」ことを目的とする金融アセスメント法の早期制定を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年12月18日、北海道新得町議会議長、湯浅亮。以上であります。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[菊地康雄議員 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより意見案第10号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、意見案第10号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成13年定例第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 13時57分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 13 年定例第 4 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (13 . 12 . 11)

| | |
|---|----|
| 開会の宣告 | 4 |
| 開議の宣告 | 4 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 日程第 2 会期の決定 | 4 |
| 諸般の報告(第 1 号) | 4 |
| 町長行政報告 | 5 |
| 日程第 3 議案第 63 号 公平委員会委員の選任同意について | 6 |
| 日程第 4 議案第 64 号 財産の無償貸付について | 8 |
| 日程第 5 議案第 65 号 町道の路線廃止及び認定について | 9 |
| 日程第 6 議案第 66 号 平成 13 年度新得町一般会計補正予算 | 10 |
| 日程第 7 議案第 67 号 平成 13 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算 | 15 |
| 日程第 8 議案第 68 号 平成 13 年度新得町介護保険特別会計補正予算 ... | 16 |
| 日程第 9 意見案第 10 号 牛海綿状脳症 (B S E) 発生に対する要望意見書... | 17 |
| 日程第 10 陳情第 3 号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融 アセスメント法」の制定を求める意見書の決議を 要望する陳情書 | 17 |
| 日程の追加について | 17 |
| 日程第 11 陳情第 4 号 「健保本人 3 割負担、高齢者 2 割負担の患者負担引き 上げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書... | 18 |
| 休会の議決 | 18 |
| 散会の宣告 | 18 |

第2日(13.12.18)

| | |
|--|------------|
| 開議の宣告 | 2 2 |
| 諸般の報告(第2号) | 2 2 |
| 日程第1 一般質問 | 2 2 |
| 〔一般質問〕 | |
| 藤井友幸議員 ・企業振興と雇用対策について | 2 2 |
| 宗像 一議員 ・学校週5日制の施行で子どもたちの過ごし方と地域の取り組みについて | 2 6 |
| 石本 洋議員 ・大雪山国立公園の観光啓発、登山者保護・指導・山の交流館イベント事業等幅広く活動していただく町単独の国立公園駐在人を置いてはどうか | 3 3 |
| 吉川幸一議員 ・新得小学校100年、屈足南小学校50年に対して町の支援... ・さわやか団地について | 3 7 3 8 |
| ・14年予算編成方針について | 3 8 |
| 菊地康雄議員 ・新学習指導要領実施に向けた学校の対応について | 4 4 |
| 日程第2 陳情第1号 審査結果について | 5 3 |
| 日程第3 陳情第3号 審査結果について | 5 3 |
| 日程第4 陳情第4号 継続審査の申し出について | 5 4 |
| 日程の追加について | 5 5 |
| 日程第5 意見案第10号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融 アセスメント法」の早期制定を求める意見書 ... | 5 5 |
| 閉会の宣告 | 5 6 |